

第15 一般取扱所

(危政令第19条)

1 技術基準の適用

(1) 一般取扱所は取り扱う危険物の種類、数量、取扱形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上次のように区分される。

第15-1表 各種の一般取扱所に適用される基準

区分	危政令	危省令
一般取扱所	19条1項	
火薬類	19条1項+41条	72条
高引火点危険物	19条1項+3項	28条の61
アルキルアルミニウム等	19条1項+4項	28条の63・28条の64
アセトアルデヒド等	19条1項+4項	28条の63・28条の65
ヒドロキシルアミン等	19条1項+4項	28条の63・28条の66
特定の用途のもの	19条1項+2項	28条の54
専ら吹付塗装作業等	19条1項+2項	28条の55
専ら洗浄作業	19条1項+2項	28条の55の2
専ら焼き入れ作業	19条1項+2項	28条の56
ボイラ一等	19条1項+2項	28条の57
専ら充填作業	19条1項+2項	28条の58
高引火点危険物	19条1項+2項+3項	28条の62
専ら詰替え作業	19条1項+2項	28条の59
油圧装置等	19条1項+2項	28条の60
切削装置等	19条1項+2項	28条の60の2
熱媒体油循環装置	19条1項+2項	28条の60の3
蓄電池設備	19条1項+2項	28条の60の4

(2) 設置しようとする一般取扱所が、危政令第19条第1項及び第2項の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。

2 区分

危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものは一般取扱所として規制するものである。

また、危省令第1条の3第7項第1号の規定により、動植物油類から除かれるもので、その貯蔵するタンクに附属する注入口等の部分が、1日に指定数量以上取り扱うものは、一般取扱所として規制するものである。【平元.3.1 消防危第14号】

(注1) 注入口等の部分とは、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までである。

(注2) タンクに附属する払出口等の部分において、1日に指定数量以上取り扱うものは、払出し先の形態により区分するものである。

3 規制範囲

(1) 危政令第19条第1項

危政令第19条第1項に規定する一般取扱所は、原則として建築物内に設置するものは一棟、屋外に設置するものは一連の工程等をもって一許可単位とする。(以下「一棟規制」という。)

(2) 危政令第19条第2項

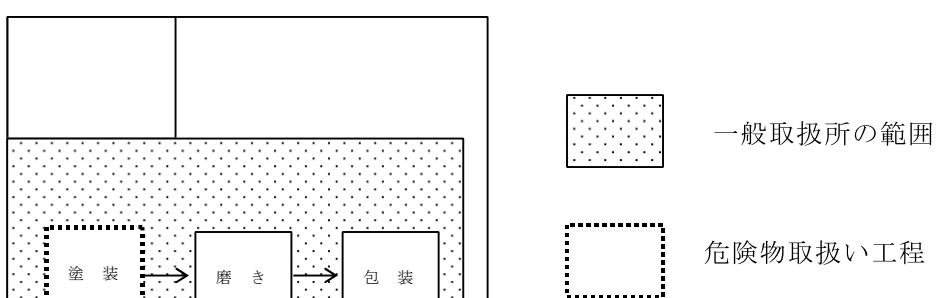
危政令第19条第2項に規定する一般取扱所は、危険物を取り扱う区画室、設備、又は屋上の設備等について危省令で規定されたものをそれぞれ一許可単位とする。(以下「部分規制」という。)

なお、部分規制とする場合は、次の事項に留意すること。

ア 危政令第19条第2項第4号（充填の一般取扱所）及び第5号（詰替の一般取扱所）以外の一般取扱所は、同一建築物内に複数設置することができる。

イ 危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち部分規制されたものは、同一建築物内に複数設けることができる。【平元.7.4 消防危第64号】

ウ 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。【平元.7.4 消防危第64号】



第15-1図 許可範囲の例

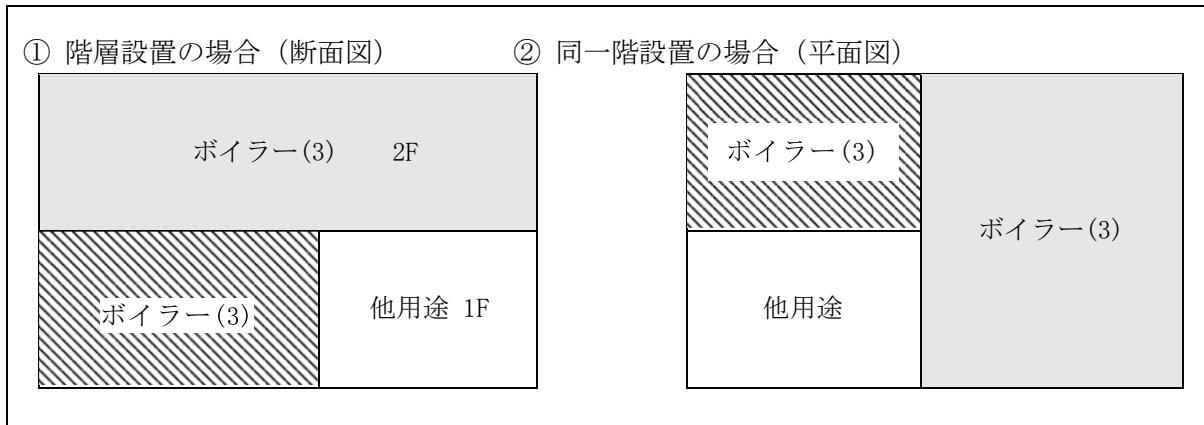
エ 区画室単位の規制

当該区画された室を規制範囲とする。

危省令第28条の55第2項、第28条の55の2第2項、第28条の56第2項、第28条の57第2項、第28条の60第2項及び第3項、第28条の60の2第2項、第28条の60の3第2項、第28条の60の4第2項

【通常の区画室単位の規制方法】

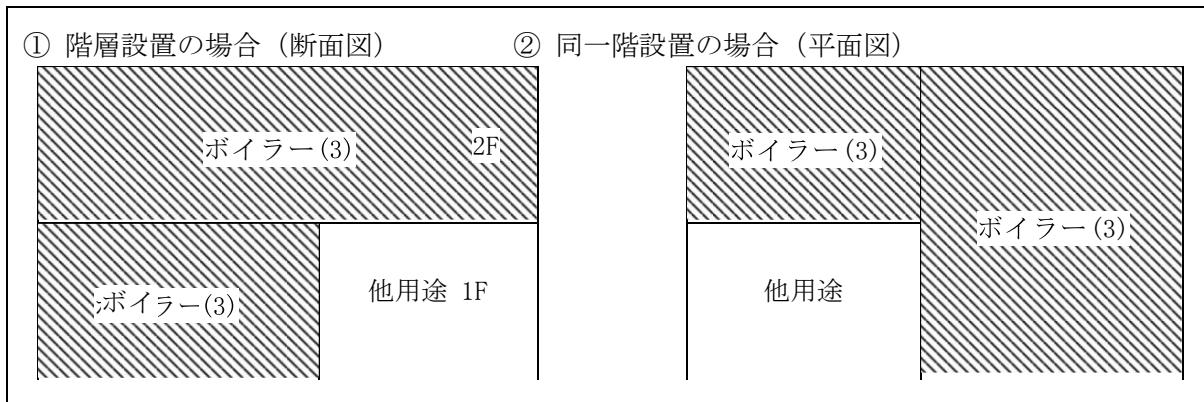
(ア) 危政令第19条第2項の特例基準を適用したボイラーの一般取扱所（同じ取扱形態のものを2施設として設置する場合）



※ ()内は、危政令第19条第2項各号を示す（以下同じ。）。

第15-2-1図 同じ取扱形態のものを2施設として設置した例

(イ) 危政令第19条第2項の特例基準を適用したボイラーの一般取扱所（同じ取扱形態のものを1施設として設置する場合）



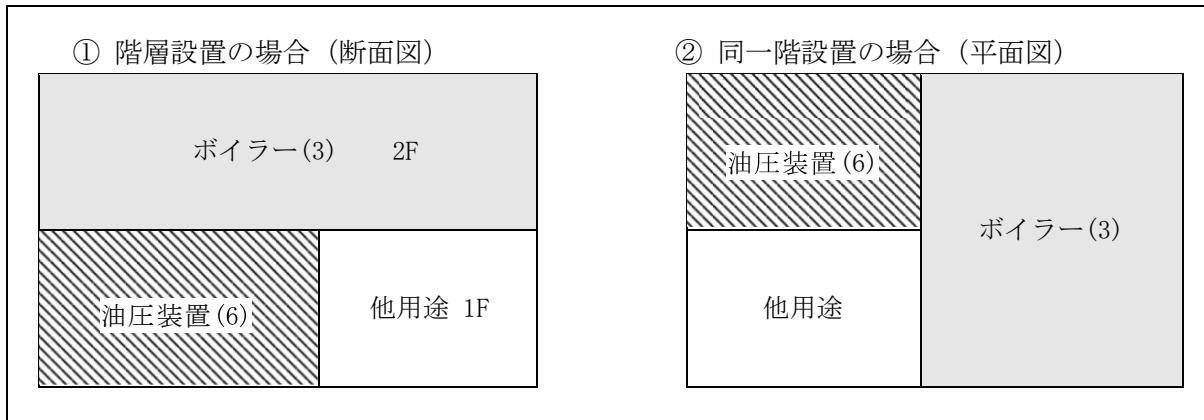
第15-2-2図 同じ取扱形態のものを1施設として設置した例

なお、離れて設置された区画室を合わせて一の一般取扱所とする特例は認められない。



第15-2-3図 一の一般取扱所として認められない場合

- (ウ) 危政令第19条第2項の特例基準を適用したボイラー及び油圧装置の一般取扱所
(異なる取扱形態のものを2施設として設置する場合)



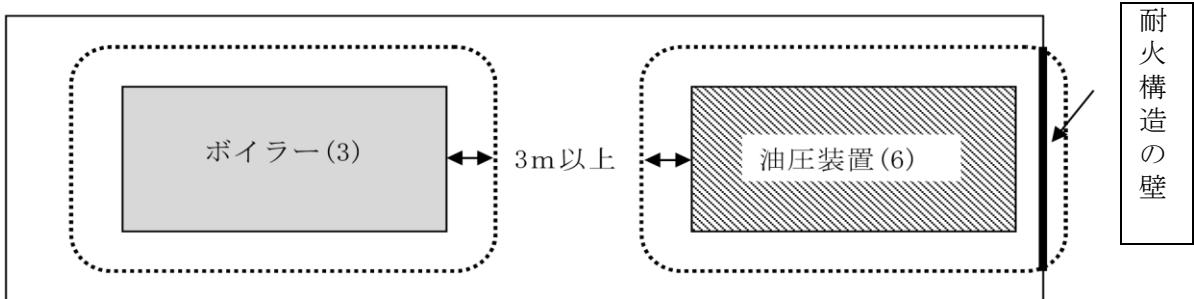
第15-2-4図 異なる取扱形態のものを2施設として設置した例

オ 設備単位の規制

当該設備を規制範囲とする。

〔 危省令第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、第28条の60第4項、第28条の60の2第3項 〕

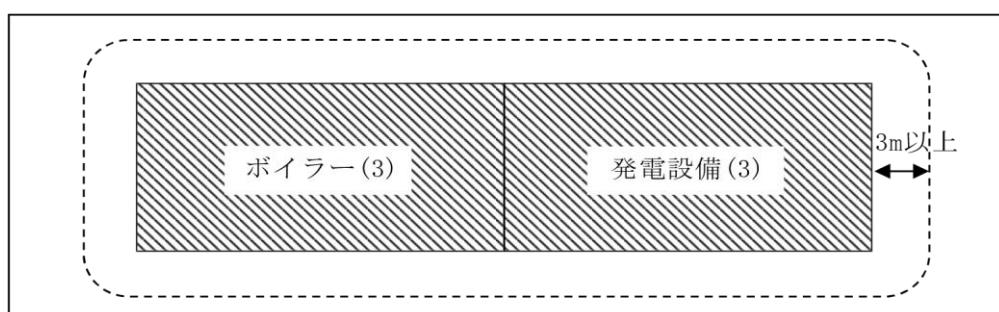
【設備単位の規制方法】



※ 周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入り口以外の開口部がないこと（出入り口は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）。

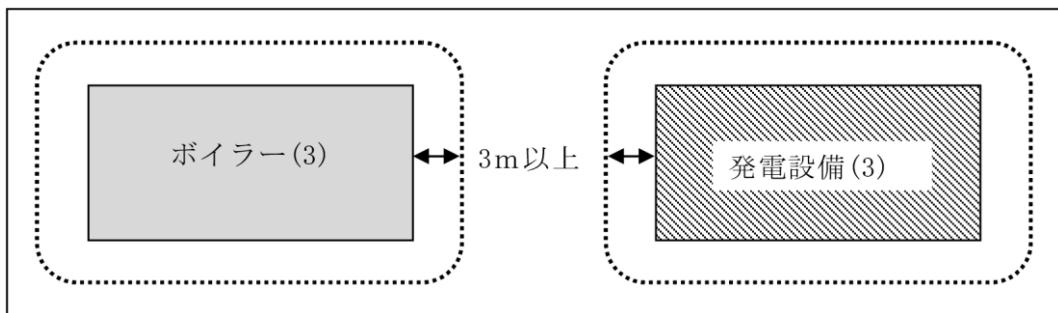
第15-3-1図 設備単位の部分規制の例

- (ア) 同じ基準を適用する施設をまとめて一の一般取扱所とすることができます。この場合、それぞれの設備の指定数量の倍数を合算したとき、設備単位の規制内の指定数量の倍数でなければならないものである。



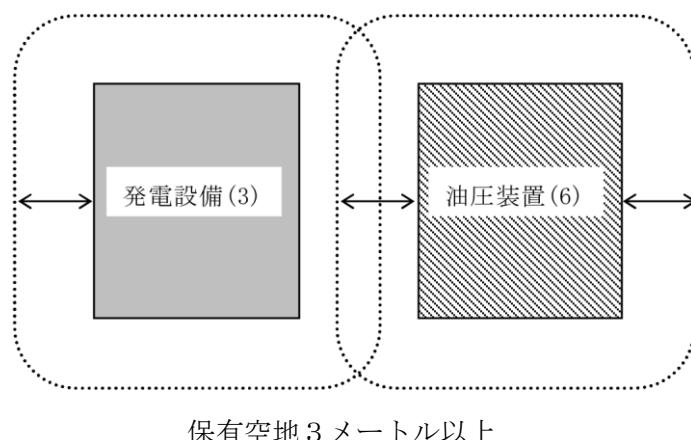
第15-3-2図 同じ取扱形態をまとめて設備単位の1施設として設置した例

- (イ) 同じ基準を適用する施設を複数設置し、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3メートル以上の空地を相互に重ならないように設けた場合は、別の施設として扱うことができる。この場合、それぞれの設備の指定数量の倍数は、それぞれの設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること。



第15-3-3図 同じ取扱形態を設備単位の2施設として設置した例

- (ウ) 同一室内に、異なる基準を適用する一般取扱所を複数設置する場合は、危険物を取り扱う設備の周囲に設ける幅3メートル以上の空地は、相互に重ならないこと。



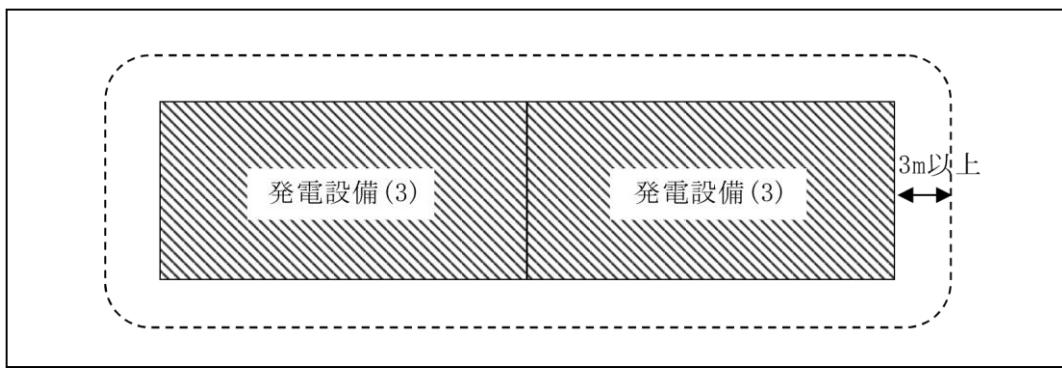
第15-3-4図 二の一般取扱所として認められない場合

カ 屋上単位の規制

当該設備を規制範囲とする。

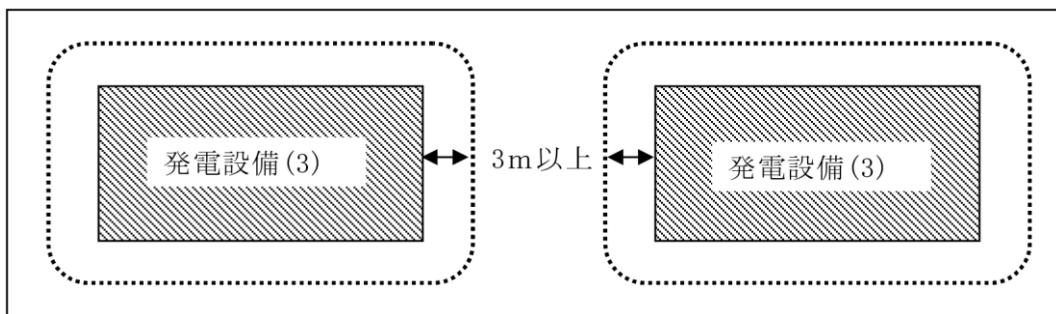
[危省令第28条の57第4項、第28条の60の4第3項]

- (ア) 同じ基準を適用する施設をまとめて一の一般取扱所とすることができます。この場合、それぞれの設備の指定数量の倍数を合算したとき、屋上単位の規制内の指定数量の倍数でなければならないものである。



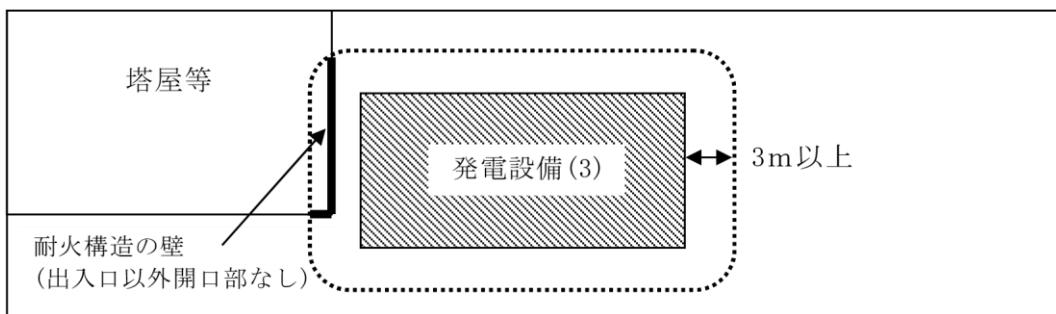
第15-4-1図 同じ取扱形態をまとめて1施設として設置した例
(それぞれの発電設備の指定数量の倍数を合算した値は10未満)

(イ) 同じ基準を適用する施設を複数設置し、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3メートル以上の空地を相互に重ならないように設けた場合は、別の施設として扱うことができる。この場合、それぞれの設備の指定数量の倍数は、それぞれの設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること。



第15-4-2図 同じ取扱形態を屋上単位の2施設として設置した例
(それぞれの発電設備の指定数量の倍数は10未満)

(ウ) 保有空地の一部が塔屋等の建築物の壁により確保できない場所に設置することもできる。ただし、空地内にある建築物の壁及び柱は、耐火構造であり、壁には出入口以外の開口部がないこと（出入口は、隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）。



第15-4-3図 保有空地内に出入口以外の開口部のない耐火構造の壁がある例

(3) 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

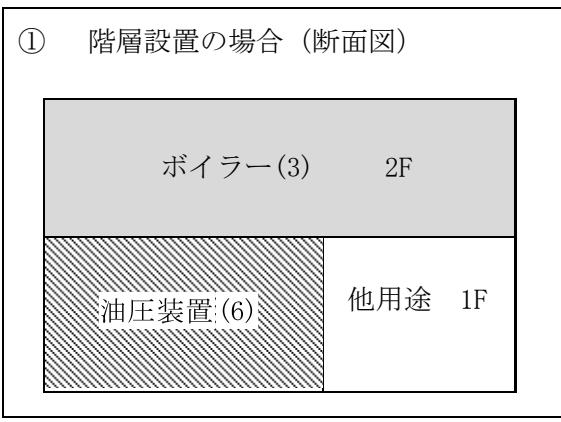
ア 危政令第19条第2項各号のうち一の号の取扱形態を有し、かつ、それ以外の取扱形態も有する一般取扱所（以下「複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所」という。）は、当該一般取扱所が同条第2項各号の取扱形態に適合しないため、前（2）の部分規制の基準が適用

できない。このような場合は、危政令第19条第1項又は同条第2項の規定に危政令23条を適用することができるものとし、次によること。

- (ア) 当該一般取扱所の主たる取扱形態は、次の順によること。この場合、それぞれの設備の指定数量の倍数を合算した値が、設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること。
- 取り扱う危険物の指定数量の倍数の大きいもの
 - 取扱い面積の広いもの
 - 低引火点危険物を使用しているもの
- (イ) 当該一般取扱所を区画室単位として規制する場合、後記5(3)の基準によること。

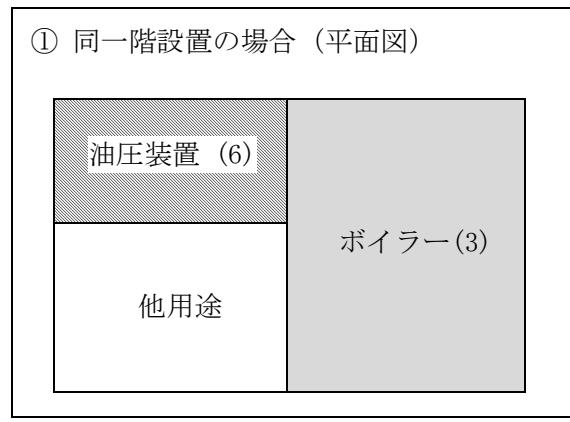
【特例適用の区画室単位の規制例】

特例を適用した危政令第19条第1項又は同条第2項で、異なる取扱形態を区画室単位の1施設とした例



保安距離・保有空地は不要とする。

第15-5-1図 階層の場合



保安距離・保有空地は不要とする。

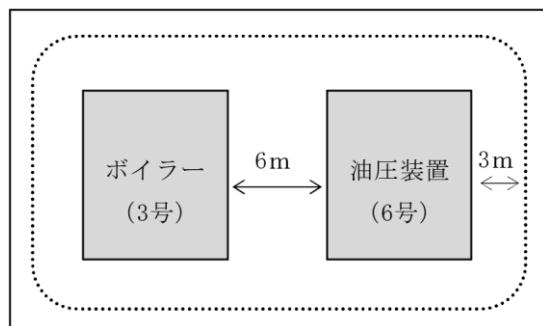
第15-5-2図 同一階の場合

- (ウ) 当該一般取扱所を設備単位として規制する場合は、危政令第19条第2項各号の基準をそれぞれ満足させること。

なお、異なる複数の取扱設備を1施設とする場合は、その周囲に幅3メートル以上の空地を保有するとともに、設備の間隔を6メートル以上確保する。【平元.7.4 消防危第64号】

【特例適用の設備単位の規制例】

特例を適用した危政令第19条第1項又は同条第2項で、異なる取扱形態を設備単位の1施設とした例



第15-5-3図 まとめて1施設として設置した例

イ 建築物内に危政令第19条第2項第1号から第3号、第6号から第8号に掲げる((イ)による場合は、第1号及び第8号を除く。)の一の一般取扱所と同様の形態を有する一般取扱所を複数設置するものは、次のいずれかの一般取扱所とすることができます。

(ア) 区画室単位の規制ができる場合

a 危政令第19条第1項で規制する場合

建築物全体を危政令第19条第1項の基準を適用する一般取扱所とすることができます。



第15-6-1図 危政令第19条第1項で1施設とした例

b 建築物全体を危政令第19条第2項で規制する場合

建築物全体を危政令第19条第2項(危省令第28条の57第2項)の基準を適用する一般取扱所とすることができます。



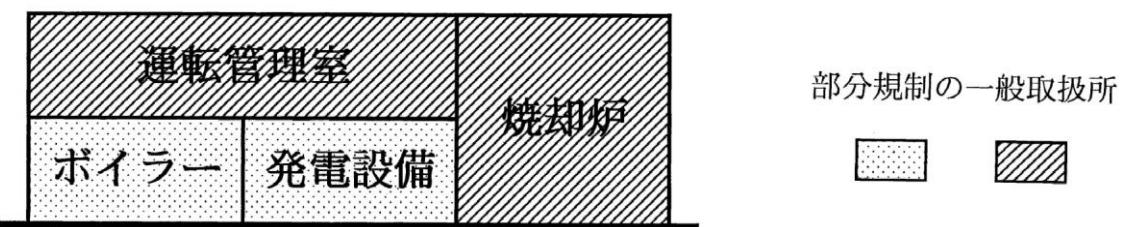
第15-6-2図 危政令第19条第2項で1施設とした例

c 危険物を貯蔵、取扱う室又は隣接する複数の室を区画室単位として危政令第19条第2項で規制する場合

危険物を貯蔵、取扱う室又は隣接する複数の室を区画室単位とした危政令第19条第2項(危省令第28条の57第2項)の基準を適用する一般取扱所とすることができます。



第15-6-3図 危政令第19条第2項の3施設及び非危険物施設とした例

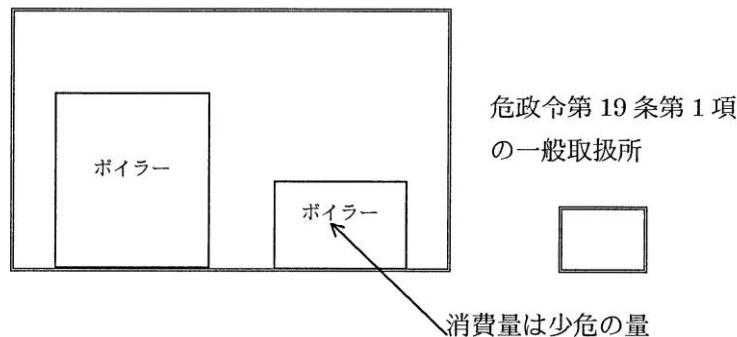


第15-6-4図 危政令第19条第2項の2施設とした例

(1) 設備単位の規制ができる場合

a 危政令第19条第1項で規制する場合

建築物全体を危政令第19条第1項の基準を適用する一般取扱所とすることができる。

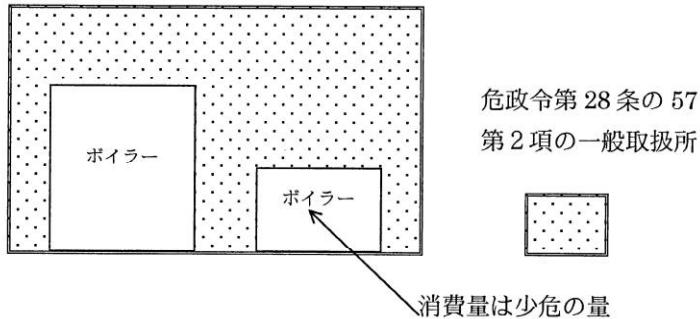


第15-6-5図 危政令第19条第1項の1施設とした例

b 建築物全体を危政令第19条第2項で規制する場合

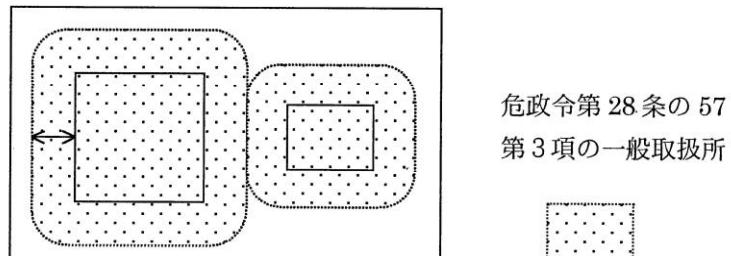
区画室単位として規制する場合は、建築物全体を危政令第19条第2項（危省令第28条の57第2項）の基準を適用する一般取扱所とすることができる。

また、設備単位として規制する場合は、両ボイラー設備を合わせて危政令第19条第2項（危省令第28条の57第3項）の基準を適用する一般取扱所とすることができる。



第15-6-6図 危政令第19条第2項の1施設とした例

（区画室単位の規制）



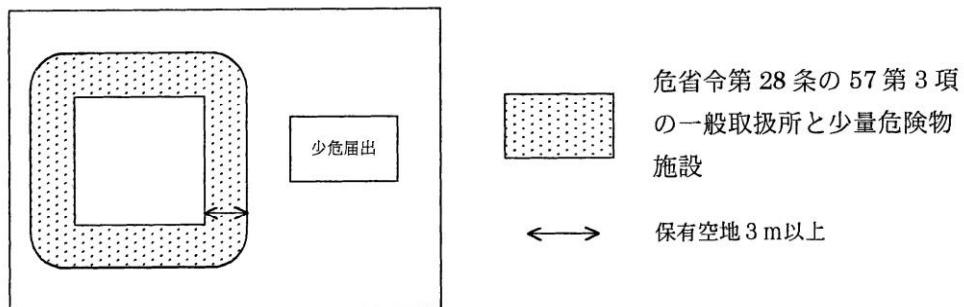
平 面 図 ↔ 保有空地 3m以上

第15-6-7図 危政令第19条第2項の1施設とした例

（設備単位の規制）

c 危政令対象設備と条例対象設備を合わせて危政令第19条第2項で規制する場合

危険物の消費量が指定数量以上のボイラー設備のみを危政令第19条第2項（危省令第28条の57第3項）の基準を適用する一般取扱所とし、指定数量未満を消費するボイラー設備は、条例に基づく届出を要するものである。



第15-6-8図 危政令第19条第2項の一般取扱所と少量危険物の例

4 許可数量の算定

一般取扱所における危険物の取扱数量及び倍数の算定方法は、第5「製造所」に準じて行う。算定の方法は一般取扱所の形態により異なるため、例示すると次のようになる。

なお、危険物の取扱形態が複合する一般取扱所にあっては、それぞれの形態ごとの最大取扱量の合計とする。

(1) 非危険物製造の一般取扱所

石油類を原料とするプラスチックの製造又はナフサの分解による都市ガスの製造などの場合は、1日当たりの原料危険物の使用量が最大となる日の量により算定する。

(2) 消費の一般取扱所

ボイラー、バーナー等による灯油や重油の消費、新聞印刷における印刷インキの使用又は自動車塗装における塗料の使用などの場合は、1日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量により算定する。

なお、算定方法は次による。

ア ボイラー等による場合は、次の(ア)から(ウ)のうちいずれか多い方の数量とするものである。

(ア) 1日の最大消費量

(イ) 申請数量

(ウ) サービスタンクの容量

注1 1日の最大消費量とは、既存の施設で過去のデータにより消費量が確認できるものである。

注2 申請数量とは、許可申請に基づく算定数量による。この場合の申請数量算定にあたっては、次の算定式により求めるものである。

$$A = (a \times T) \times 0.4$$

A : 申請数量

a : ボイラー等の1時間あたりの消費量
(仕様書に表示する数量)

T : ボイラー等の1日の運転時間
(バーナーを始動してから最終的に停止するまでの時間)

イ 発電設備の場合は次によるものである。

なお、原則定格負荷運転時の消費量により算定することとするが、実負荷運転時の消費量が確認できる場合は、当該消費量により算定して差し支えない。

(ア) 消防用設備等の非常用発電設備 ((イ) 及び (ウ) に該当するものを除く。)

消防用設備等の非常用発電設備 ((イ) 及び (ウ) に該当するものを除く。) として設置する場合は、法第17条の技術基準に基づき、定格負荷運転時の1時間あたりの消費量に2時間を感じた数量又はサービスタンクの容量を比較し、いずれか多い方の数量とするものである。

(イ) 非常用の発電設備

定格負荷運転時の1時間あたりの消費量に想定される稼働時間を感じた数量又はサービスタンクの容量を比較し、いずれか多い方の数量とするものである。

ただし、地震等の大規模災害時におけるライフラインの確保や事業目的のために長時間稼働（連続3日間など）する非常用の発電設備については、想定される稼働時間を24時間として算定するものである。

(ウ) 常用の発電設備

定格負荷運転時の1時間あたりの消費量に1日あたりの最大運転時間を感じた数量又はサービスタンクの容量を比較し、いずれか多い方の数量とするものである。

ウ 充填、詰替えの一般取扱所

移動タンク貯蔵所への危険物の充填又は鋼製ドラム等の容器への詰替えの場合は、1日当たりの最大取扱量により算定する。ただし、危政令第19条第2項に基づき設置する容器に危険物を詰め替える一般取扱所は、専用タンクの容量又は取扱量のうちいずれか多い方の数量により算定する。

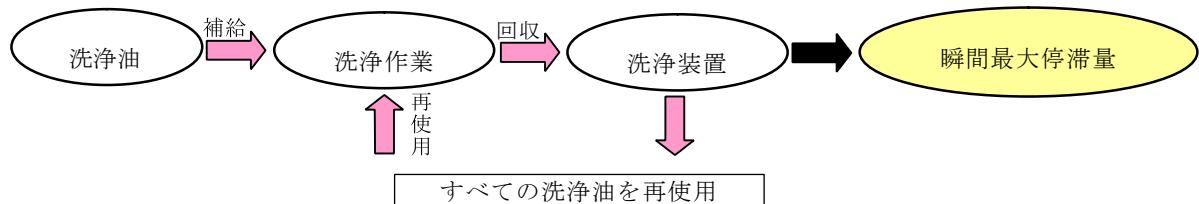
エ 油圧、循環の一般取扱所

油圧プレス設備、潤滑油循環設備、熱媒油循環設備等において潤滑油等を使用する場合は、当該設備の瞬間最大停滯量により算定する。

オ 洗浄作業・切削装置等の一般取扱所

洗浄や切削等において危険物を回収し、同一系内で再使用するものは、次に例により瞬間最大停滯量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

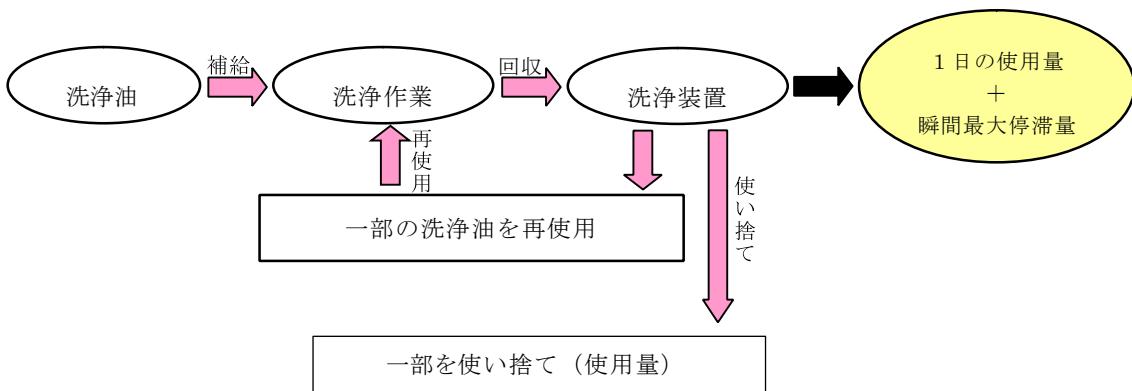
① 洗浄後、すべての危険物を回収して再使用する場合



② 洗浄後、すべての危険物を使い捨てにする場合



③ 洗浄後、一部の危険物を使い捨てにする場合



カ 前記ア及びイ以外の方法により危険物を消費する一般取扱所については、施設の運転時間、使用形態等により算出された数量又はサービスタンクの容量を比較し、いずれか多い方の数量とする。

キ 危政令第19条第2項各号に規定する取扱形態のうち複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

それぞれの取扱形態ごとの指定数量の倍数を合算する。ただし、合算した指定数量の倍数は、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数のうち最小の倍数（危険物取扱数量）を越えないものとする。

5 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

ア 製油所、油槽所におけるドラム充填所

【昭36.5.10 自消甲予発第25号、昭40.1.19 自消丙予発第8号、昭40.4.15 自消丙予発第71号】

第1石油類又は第2石油類をドラム缶等容器充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積みの状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制するものとし、積場の区画を明確にし、その周囲に屋外貯蔵所に準じた保有空地を確保するとともに、防火上安全な措置を講じるものである。

イ 発電所、変電所等【昭40.9.10 自消丙予発第148号】

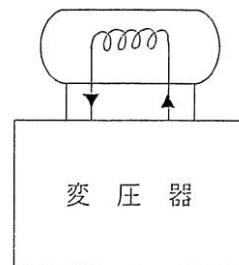
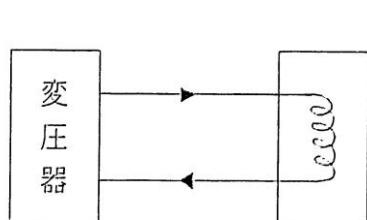
発電所、変電所、開閉所（以下「発電所等」という。）については、次によるものである。なお、発電所等には、自家用変電設備も含まれるものである。

(ア) 発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するものについて、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものである。

(イ) 移動用変圧器車（変圧器を荷台に固定した車両）を変圧器として使用しない状態で駐車（保管）している状態（絶縁油を指定数量以上貯蔵した状態をいう。）は、発電所、変電所等内に駐車されている場合に限り危険物関係法令の規制の対象としないものである。

(ウ) 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第9条第1項第4号及び第6号から第9号まで並びに第12号の規定は適用しないものとし、消防設備について、危省令第33条の規定に該当する一般取扱所については、第1種から第3種までの消防設備の設置を第4種の消防設備とできるものであり、危省令第34条の規定に該当する一般取扱所については、第5種の消防設備を設置しないことができる。

(注1) 前記イ(ア)の「これらの附属装置等で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第15-27図及び第15-28図のような変圧器油を冷却するための付随設備(別置型冷却器)等がある。



※矢印：油の流れ

第15-27図 油を冷却するため
の設備の例

第15-28図 油を冷却するため
のタンクの例

(注2) 前記イ(ウ)の一般取扱所に該当する発電所等とは前記イ(ア)以外の装置(油圧装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備など発電所等に関連する装置)と混在する場合で、数量の倍数を算定した結果、一般取扱所に該当するものをいうものである。

(イ) 自家用変電設備は、変電室が独立専用棟に設置されているものに併設されている場合があるので、自家用変電設備の規制は第15-2表によるものである。

第15-2表 自家用変電設備の規制

形態別	形態の概要	規制範囲	倍数算定
1	 <ul style="list-style-type: none"> ① イ(ア)による機器のみを設ける ② 変電室は独立専用とする 	規制なし(法第17条による規制)	算定しない
2	 <ul style="list-style-type: none"> ① 少危施設の一部に、または隣接してイ(ア)による機器のみを設ける ② 変電室の区画は耐火構造の壁又は自閉式特定防火設備とする 	少危部分を規制する	算定しない
3	 <p>少危施設にイ(ア)による機器を設ける</p>	建物全体を規制する	合算する

4		製造所等にイ(ア)による機器を設ける	建物全体を規制する	合算する
5		①製造所等と区画し、イ(ア)による機器のみを設ける ②変電室との区画の壁は耐火構造、出入口は自閉式特定防火設備とする	部分規制の製造所等を規制する (変電室は法第17条による規制、製造所等は危政令による規制)	算定しない
6		製造所等に隣接してイ(ア)による機器のみを設ける (区画は不燃材料、金網等)	建物全体を規制する	合算する

凡例 : 変電室

..... イ(ア)による機器

少危施設 指定数量5分の1以上、指定数量未満の施設をいう。

備考 形態6において消火設備を設置する場合

危省令第33条第1項に該当する高引火点危険物のみを100度以下の温度で取り扱う一般取扱所に建築物その他の工作物を包含するよう同条第1項第2号に掲げる消火設備を設置する場合には、変電室にも適用する消火設備を設置するか又は、建築物その他の工作物及び変電適応する消火設備をそれぞれ設置する必要がある。

ウ 共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所【平15.8.6 消防危第81号】

(ア) 共同住宅等における燃料供給施設に関する消防法令の適用等

共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等（以下「共同住宅等」という。）に灯油又は重油（以下「灯油等」という。）を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室等に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設（以下「共同住宅等の燃料供給施設」という。）については、下表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる法令が適用される。

区分	消防法令の適用
専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管 その他の設備	専用タンクの容量が指定数量以上である場合は燃料供給施設として一の一般取扱所として法第3章が適用
燃焼機器等	法第9条に基づき石狩北部地区消防事務組合火災予防条例が適用
冷暖房用等のボイラー	危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第3章が適用。指定数量未満である場合は燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第3章が適用

※表中の用語の定義については、次のとおり。

「専用タンク」： 灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであって、当該一般取扱所専用に使用するタンク。ただし、表中の冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専用タンクに接続することができる。

「中継タンク」： 専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられ、灯油等を戸別タンクへ自然の流れに従って供給できるタンク。

「戸別タンク」： 専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち、最も燃焼機器に近いタンク。

「供給配管等」： 専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに設けられるポンプ設備等

「燃焼機器等」： 戸別タンクの拝出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする機器をいう。）までの部分

(イ) 一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する運用燃料供給施設の位置、構造及び設備に関する事項

燃料供給施設のうち、後記（ウ）又は（エ）に掲げる要件に適合するものにあっては、一般取扱所として次により運用する。

a 危政令第19条第1項において準用される危政令第9条の規定のうち、同条第1項第1号、第2号、第4号から第16号まで及び第18号から第20号までについては、危政令第23条を適用し、当該規定を適用しない。

b 一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限ることができる。

なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合にあっては、前記（ア）の表中の取扱いによる。

c 専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用のボイラーを設ける場合に、戻り管付の自動吸上げ給油装置（オイルサーバー、オイルリフター等、以下「吸上装置等」という。）を使用して差し支えない。

なお、吸上装置等相互の配管の連結は戻り管を除き認められない。

(ウ) 中継タンクを有する供給方式（第15-29～31図）

a 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物に限られるものである。

b 専用タンクは次による。

(a) 専用タンクは、危政令第12条第1項（第3号を除く。）若しくは第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第3号を除く。）又は第13条第1項（第5号を除く。）、第2項若しくは第3項（これらの項においてその例によるものとされる同条第1項第5号を除く。）の規定の例による。

(b) 専用タンクを危政令第12条第1項若しくは第2項の基準により設ける場合当該タンクの上部が最下段に設けられる戸別タンクより下にある。

c 中継タンクは、次による。

(a) 一の中継タンクの容量は、1,000リットル未満とすること。この場合において、中継タンクは、一の施設につき複数設けることができる。

なお、中継タンクには、当該タンクの容量及び油種名を記載すること。◆

(b) 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設ける。（第15-32図）

① 防油堤の容量は、中継タンクの容量（中継タンクが複数設けられる場合には、最大のものの容量）以上とする。

② 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造である。

③ 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設ける。

- ④ 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造である。
- (c) 中継タンクを屋内に設ける場合（以下「中継タンク室」という。）は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする。
- その他、中継タンク室については、次による。◆
- ① 断熱材等を使用する場合は、不燃材料のものを使用する。
 - ② 窓を設けない。
 - ③ 出入口は、隨時開放することができる自動閉鎖の特定防火設備とする。
 - ④ 防火上有効にダンパーを設けた換気設備を設ける。
 - ⑤ 専用室とする。ただし、ルーフドレン管、屋内消火栓のテスト弁用配管及び連結送水管を鋼管とした場合は、中継タンク室の貫通を認めて差し支えない。
- (d) 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用の戻り管（当該戻り管を後記 d (i) に規定する戸別タンクの戻り管と共に用する場合を含む。）を設ける。この場合において、戻り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径より大きいものとする。
- (e) 中継タンクの戻り管には、弁を設けない。
- (f) 中継タンクは、前記 (a) から (e) までによるほか、危政令第 11 条第 1 項第 4 号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）、第 5 号から第 9 号、第 11 号及び第 12 号又は第 12 条第 1 項第 5 号から第 8 号及び第 10 号から第 11 号の規定の例による。
- ただし、容量 200 リットル以下の中継タンクの板厚については、厚さ 2.3 ミリメートル以上の鋼板とすることができる。
- d 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設ける。この場合において、戸別タンクは次による。（第 15-33～34 図）
- (a) 戸別タンクの容量は、30 リットル以下とする。
なお、戸別タンクには当該タンクの容量を記載すること。◆
 - (b) 戸別タンクは、厚さ 1.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造る。なお、通気管は、設けないことができるものである。
 - (c) 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設ける。
 - (d) 戸別タンクは、燃料を供給する燃焼機器と同一階に設置する。
 - (e) 戸別タンクの設置高さは、燃焼機器から垂直方向に 2.5 メートル以下とする。ただし、減圧装置を設けた場合は、この限りでない。
 - (f) 戸別タンクの外面には、さびどめのための塗装をする。ただし、ステンレス鋼板その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。
 - (g) 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定する。
 - (h) 戸別タンクの架台は、不燃材料で造る。
 - (i) 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに接続された専用の戻り管を設けることとし、その口径は、供給用の配管の口径より大きいものとする。
ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない（第 15-34 図）。
 - (j) 戸別タンクの戻り管には、弁を設けない。
 - (k) 戸別タンクをパイプシャフト（水平区画されているものに限る。）内等に設ける場合は、当該タンクの周囲に点検するために必要な空間が確保されている。

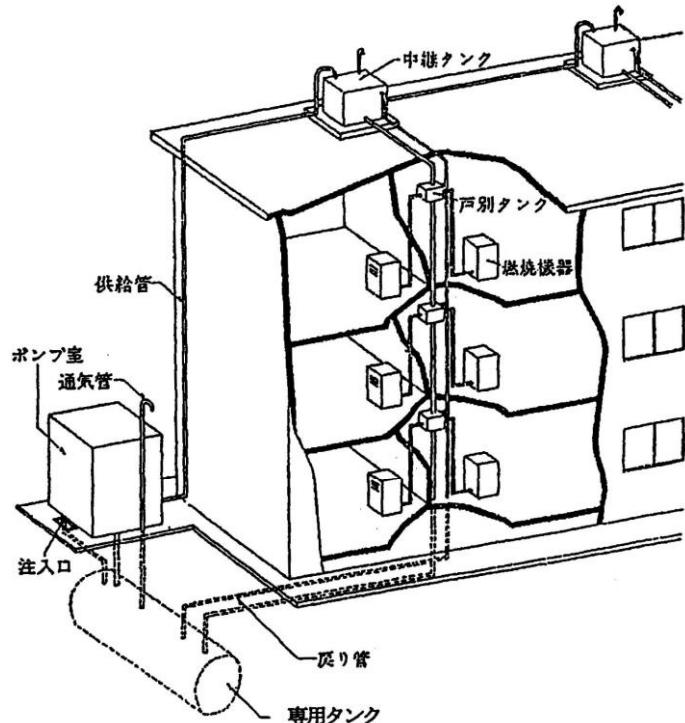
- (1) 戸別タンクに使用するボールタップは、中継タンクからの落差による圧力及びボールタップが閉鎖した場合のウォーターハンマー現象による圧力に十分耐えるものである。
- e 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次による。
- (a) 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管は、溶接等で接続する。
 - (b) 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けない。
 - (c) 配管には、見やすい箇所に取り扱う危険物の物品名及び流れ方向（矢印）を表示する（幅30センチメートル以上の帯状で、地：黄色、文字：黒色）。また、当該表示は、屋内にある配管は、点検のために設けた開口部にある配管ごと、屋外にある配管は、見やすい箇所ごとに1箇所以上表示する。
 - (d) 前記(c)の表示をすることが困難な配管については、表示の大きさを実情にあった大きさとして差し支えない。
 - (e) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油等の供給を遮断できる自動又は手動の弁を設ける。（第15-33～34図）
なお、手動の弁は、床面から1.8メートル以下とするか、容易に操作ができる措置を講ずる。
 - (f) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、前記(e)の弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置が講じられているものとする。なお、当該手動の弁には、「常時開」及び「緊急時閉」である旨の表示を設ける。
 - (g) 戻り管に通気口を設ける場合は、屋外に開放するとともに、施設の最高液面高さ以上の位置に設ける。
 - (h) 配管を屋上に設置する場合には、積雪荷重による損傷を防止するための措置を講ずること。例としては、配管の継手部分に荷重が掛からないように配管架台を設置するほか、想定される積雪の高さ以上の位置に配管を設置する方法があること。◆
- f 消火設備は次によること。なお、当該消火設備は、法第17条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することは認められない。
- (a) 専用タンクのうち、地下にあるタンクは地下タンク貯蔵所の例により、屋内にあるタンクは屋内タンク貯蔵所の消火設備の例により設ける。
 - (b) 中継タンクには、第5種の消火設備を1個以上設ける。
 - (c) 戸別タンクには、第5種の消火設備を1個以上設ける。ただし、同一階に戸別タンクを複数設置する場合は、第5種の消火設備を歩行距離で20メートル以下となるように設置し、共用できるものとする。
- g その他の設備
- (a) 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへの灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有するものとする。
 - (b) 装置には、見やすい箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設ける（地：赤色、文字：白色）。
 - (c) 前記(a)の緊急遮断装置が作動した時に、管理人室等、常時人がいる場所で警報を発する装置を設ける。
 - (d) 緊急遮断装置を遠隔操作するためのスイッチは、戸別タンクの設置階に設ける。
 - (e) 中継タンク室、戸別タンク室及びオイルポンプ室の入口には、その旨の表示を設ける。
 - (f) オイルポンプ室は不燃材料で造るか又は耐火構造とすること。◆

- (g) オイルポンプ室には、照明及び換気設備を設けること。◆
- (h) オイルポンプの周囲には、高さ 20 センチメートル程度の不燃材料で造った囲いを設けること。◆
- (i) 中継タンクを有しない供給方式 (第 15-35~36 図)
原則として、危険物保安技術協会による性能評価を受けたものを使用すること。この場合、本基準によるほか、当該評価結果に基づき設置する。
- a 設置場所は、前記 (i) a の例による。
 - b 専用タンクは、前記 (i) b の例による。
 - c ポンプは電磁ポンプとし、次による。
 - (a) 電磁ポンプは、油漏れのない構造である。
 - (b) 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設ける。
 - d 戸別タンクは、前記 (i) d の例によるほか、次による。(第 15-37~38 図)
 - (a) 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御する。
 - ① フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を供給する弁が開放する。
 - ② フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖する。
 - ③ フロートスイッチの故障に備えて、②の上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設ける。
 - ④ フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖する。
 - (b) 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示する。
 - (c) 戸別タンクには、緊急の際、当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設ける。当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐え得るものである。
 - e 配管は、前記 (i) e よるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設ける。
 - f 消火設備は、前記 (i) f (a) 及び (c) による。
 - g その他の設備は、次による。
 - (a) 緊急の際、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設ける。
(第 15-35~36 図)
 - (b) 緊急遮断装置には、前記 (i) g (b) と同様の標識を設ける。
 - (c) 緊急遮断装置が作動したとき、前記 (i) g (c) と同様の警報を発する装置を設ける。
 - (d) 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止する構造とする。
 - (e) 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長いため灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときは、吸上装置等を設置できることとし、設置する場合は、次による。
 - ① 吸上装置等は、電磁ポンプと同一階に設置する。
 - ② 吸上装置等は、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わない。
 - ③ 吸上装置等は、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有するものである。
 - ④ 吸上装置等には、あふれ防止装置 (フロート) 及び戻り管を設置する。この場合において、当該戻り管には弁を設けない。
 - ⑤ 吸上装置等は、十分な容量 (概ね 1 リットル以上) のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されているものである。
 - (f) 戸別タンク室及びオイルポンプ室の入口には、その旨の表示を設ける。

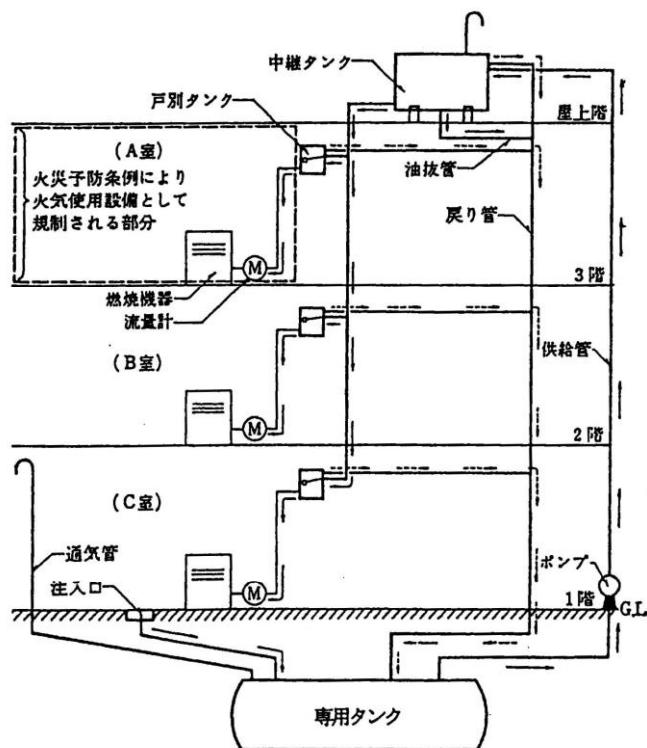
(オ) その他

前記(ウ)及び(エ)によるほか、次に係る事項を明確にする。

- a 供給設備の監視、制御等を行う場所
- b 供給設備の監視、制御等を行う体制
- c 供給設備等における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制



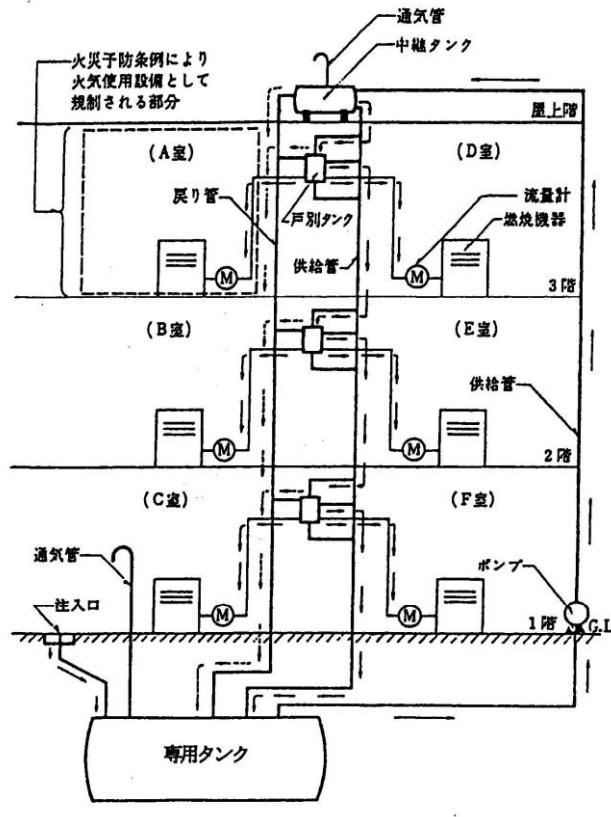
第15-29図 中継タンクを有する方式



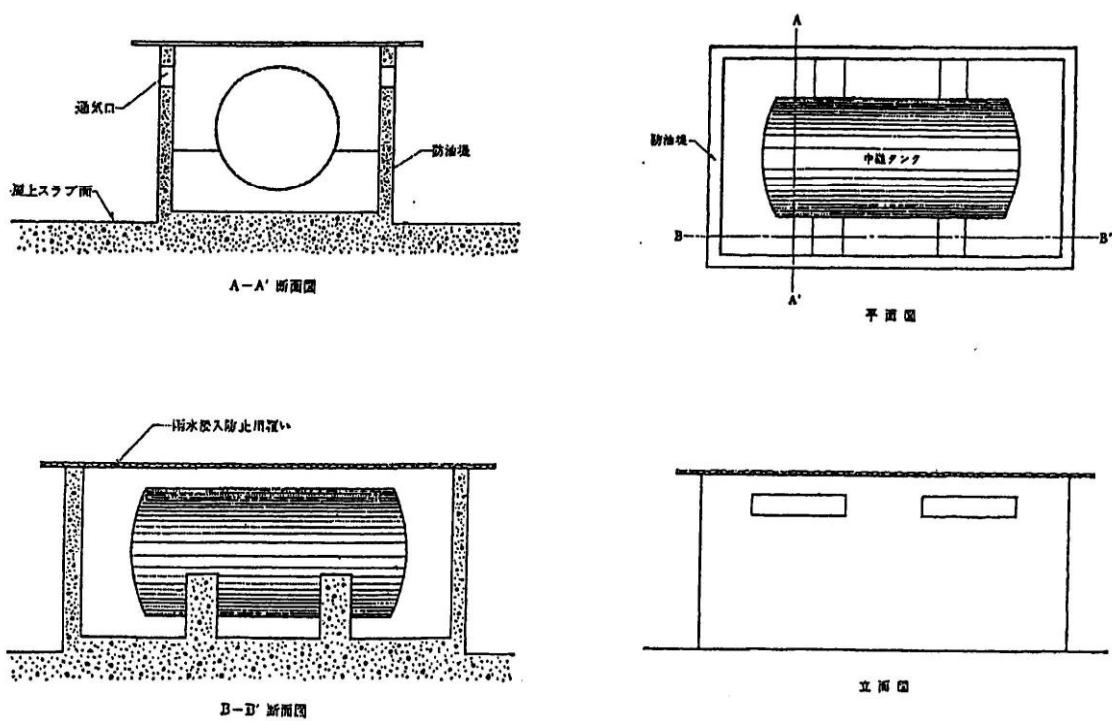
<注>

1. →印は、油の流れる方向を示す。
 2. ←印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

第15-30図 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例1）

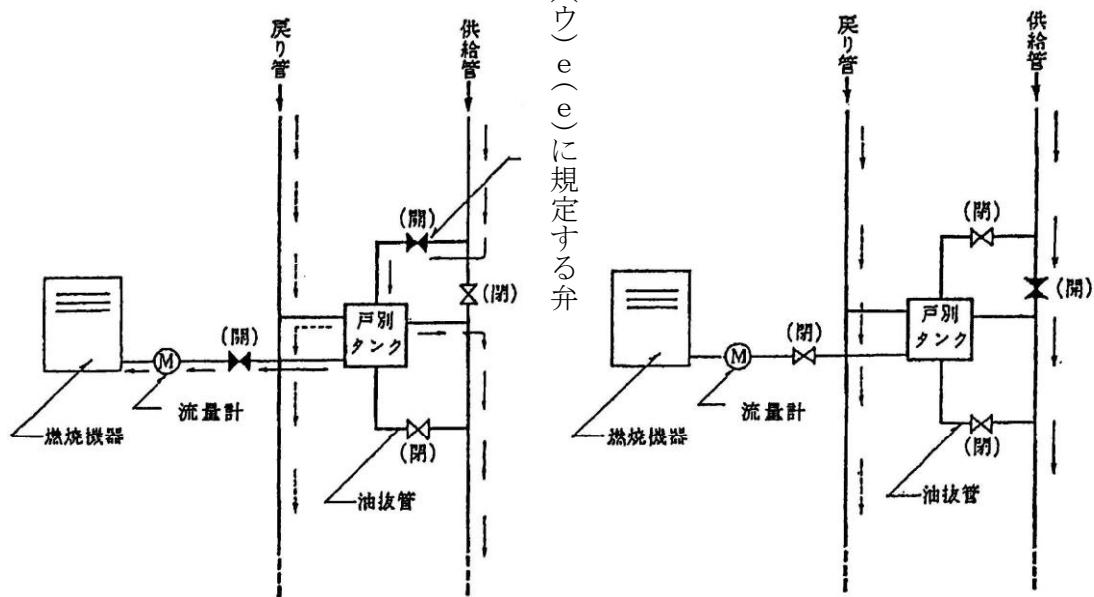


第15-31図 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例2）



第15-32図 中継タンクの防油堤概略図

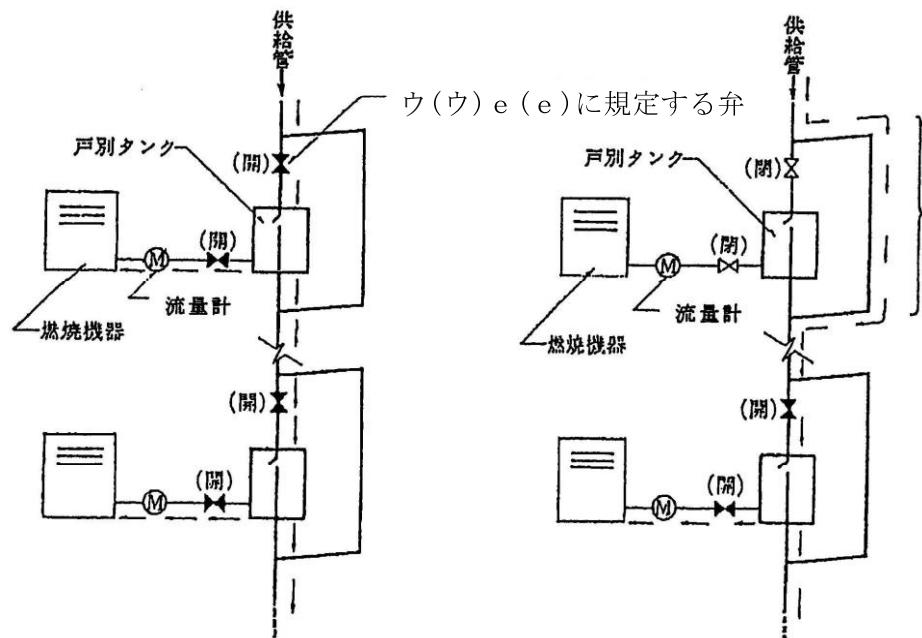
(通常供給状態)



第15-33図 燃料供給系統詳細図 (系統例1)

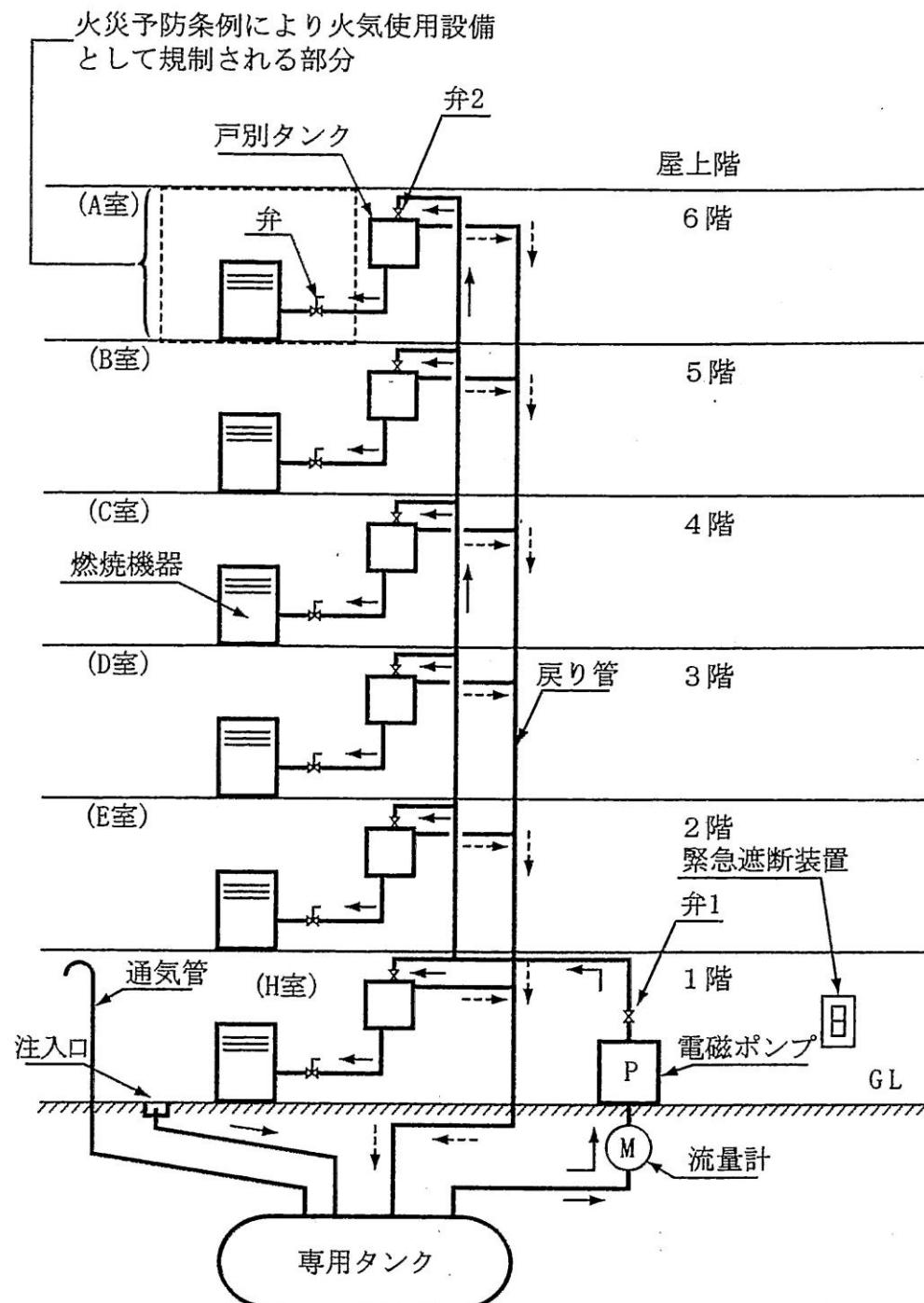
(通常供給状態)

(部分的供給遮断状態)



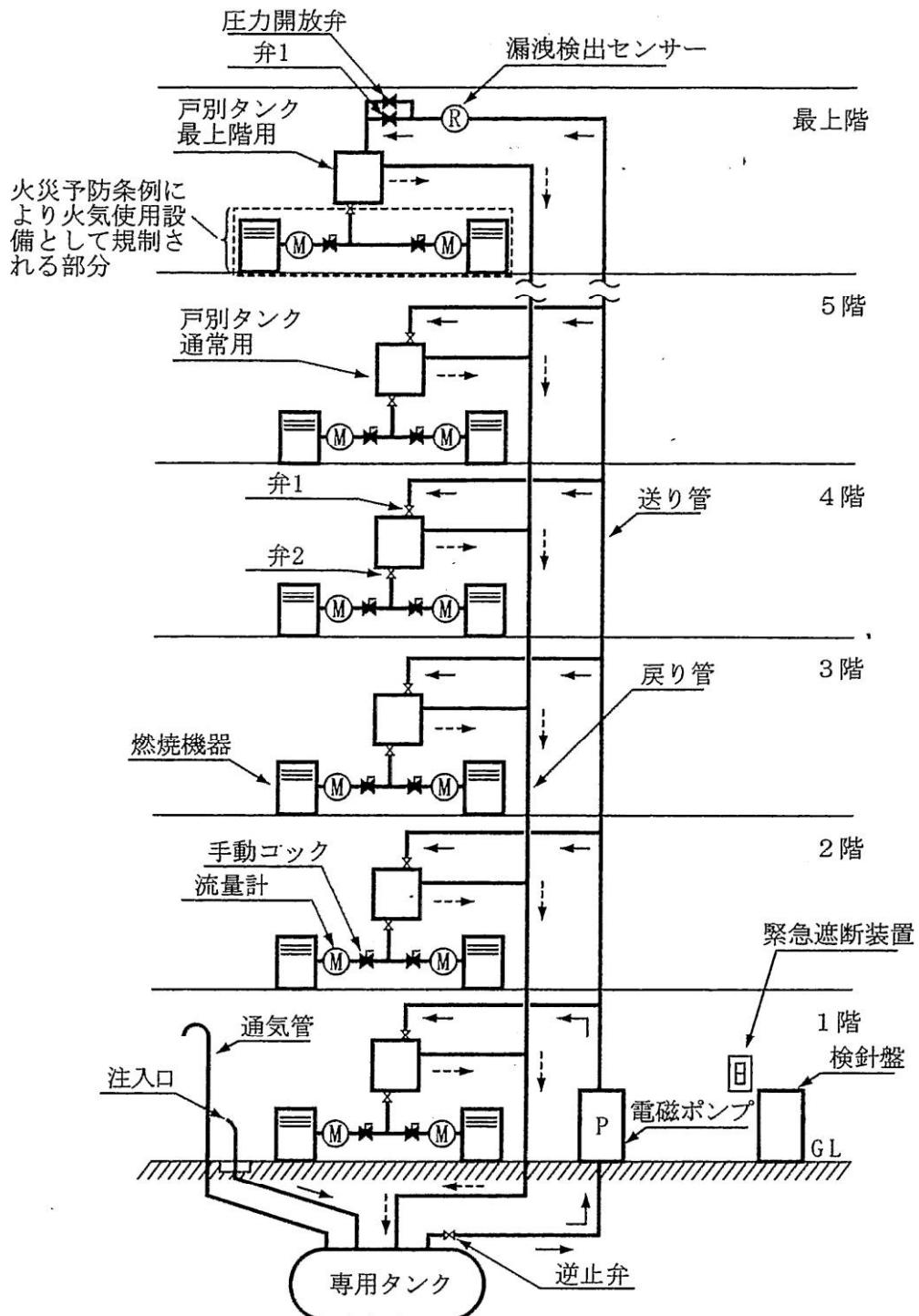
ウ(ウ) d(i) ただし書に適合する配管(戻り管)と供給管が兼用になっている。

第15-34図 燃料供給系統詳細図(系統例2)



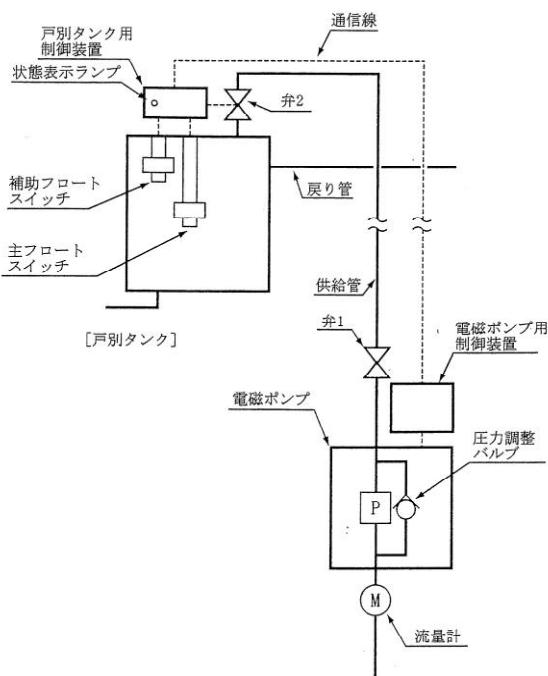
- 〈注〉 1. 緊急遮断装置により電磁ポンプ停止、弁1、弁2は閉止。
 2. →印は、油の流れる方向を示す。
 3. →印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

第15-35図 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図(系統例1)

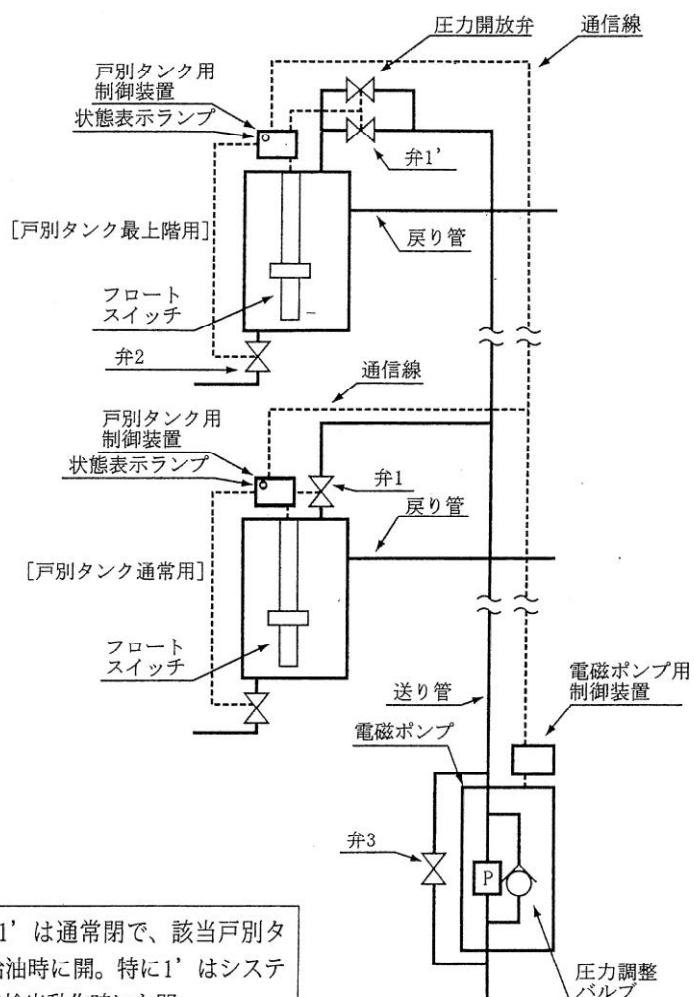


- 〈注〉 1. 緊急遮断装置により電磁ポンプ停止、弁1、弁2は閉止。
 2. →印は、油の流れる方向を示す。
 3. →印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

第15-36図 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例2）



第15-37図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図（方式例1）



- 弁1、1'は通常閉で、該当戸別タンク給油時に開。特に1'はシステム漏洩検出動作時にも開。
- 弁2は通常開で、緊急時に閉。
- 弁3は通常閉で、システム漏洩検出動作時を開。

第15-38図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図（方式例2）

エ シールド工事の一般取扱所

シールド工法とは、シールドマシンを地中で推進させ土砂の崩壊を防ぎながら、掘削作業、覆工作業（掘削した周囲をプレキャスト部材（セグメント）を組み立て覆工する作業）を行い、トンネルを構築していく工法をいう。

(ア) 適用範囲

地下鉄、下水道工事等で掘削及びその他の工事において危険物を取り扱う一般取扱所は、高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限るものである。

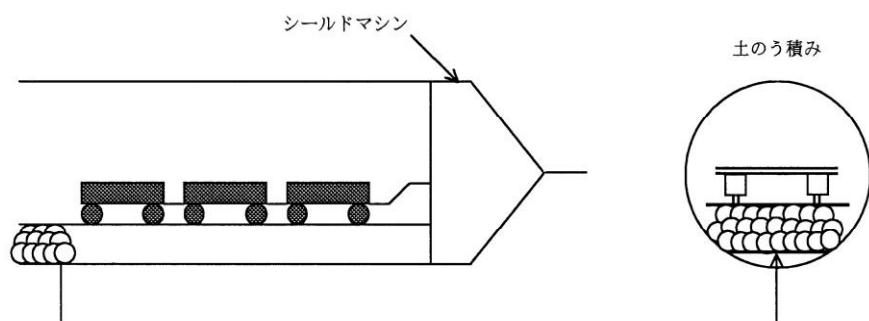
(イ) 規制範囲等

- 立坑及びシールドマシンにより掘削する部分である。
- 完成検査は、当該シールドマシンの組み立てが完了した時点で行なうものである。
- 原則として立坑及びシールドマシンにより掘削する部分を一の一般取扱所とする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有するときは、到達点が同一場所であるか否かに係わらず、一の一般取扱所とする。
- 特例の適用範囲については、危政令第19条において準用する危政令第9条の基準のうち同条第1項第1号、第2号、第9号、第12号及び第21号に係るものである。

(ウ) 構造、設備

- 坑内に設ける事務室、休憩室、その他の工作物は不燃材料（内装を含む。）とする。
- 油圧設備には流出防止措置を講じる。

(例) 土のう積み



第15-39図 流出防止措置の例

- 後続台車に設けられた圧油タンクは、第5「製造所」の20号タンクに準じた構造とする。

- 作業員の避難に有効な非常用照明設備を設ける。

- 変圧器は、原則として乾式のものとする。

(エ) 消火設備

- 先端部のシールドマシン及び油圧装置（以下「防護範囲」という。）には、危険物の取扱い実態により危険物に適応する固定式又は移動式の水噴霧消火設備、泡消火設備等若しくは、第4種の消火設備のいずれかを設ける（圧気工法による場合は固定式に限る。）。
- 第5種の消火設備は次による。

- 防護範囲には適応する消火器を2本以上、有効に活用できる位置に設ける。

- トンネル、立坑等には、適応する消火器をそれぞれの消火器に至る歩行距離が50メートル以下となるように設ける。

(オ) 警報設備

- 地上、立坑下及びシールドマシンの部分に連絡装置（電話等）を設ける。
- 非常ベル等を作業員に容易に知らせる範囲に設ける。

(カ) その他

- a 後続台車付近には、空気呼吸器等を作業員の人数分以上設ける。
- b 台車後方付近には、煙を遮断するたれ幕（難燃性以上の性能を有するもの）を設ける。
- c シールドマシン用のシール等を溶接、溶断等する場合は計画書を提出し、火災等を予防するための措置を講じる。

オ トラックターミナルの一般取扱所【昭 57.8.11 消防危第 82 号】

(ア) 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場（プラットホーム）及び集配車発着場所、停留場所並びに荷扱場と一体の事務所とするものである。

(イ) 危険物の品名

当該一般取扱所において取り扱う危険物は、第2類危険物のうち引火性固体（引火点が21度以上のものに限る。）、特殊引火物を除く第4類危険物に限るものである。

(ウ) 危険物の取扱い

- a 当該一般取扱所では一般荷物も取り扱うことができるものである。
- b 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限るものである。
- c 前記 b の取扱場所は荷扱場に限るものである。
- d 一時保管は危険物を置く場所を白線等で明示し、一般荷物と区別して置くものである。

(エ) 危険物の数量

- a 当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滯量をもって算定する。
- b 危険物取扱数量は、指定数量の倍数の50以下とする。

(オ) 危険物施設

- a 保有空地は、危政令第16条第1項第4号の規定を適用する。
- b 荷扱場の床はコンクリート舗装とし、貯留設備を設置しないことができる。
- c 集配車発着場所及び停留場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示する。
- d 荷扱場床面に貯留設備を設置しない場合については、その代替えとして、油吸着材及び乾燥砂等を備蓄する。

(カ) 消火設備

消火設備は、危政令第20条第1項第1号に該当する一般取扱所については、第1種又は第2種の消火設備並びに第4種及び第5種の消火設備を、同項第2号に該当するものについては、第4種及び第5種の消火設備を、同項第3号に該当するものについては、第5種の消火設備をそれぞれ危省令第32条から第32条の3まで、第32条の9、第32条の10（ただし書部分を除く。）及び第32条の11（ただし書部分を除く。）の規定に基づいて設置する。

なお、この場合、一のトラックターミナル荷扱場において、危険物を取り扱う運輸業者（テナント）が複数あるものについては、当該運輸業者の占有場ごとに第5種の消火設備を1個以上設置する。

カ 採掘現場等における車両建設機械の一般取扱所【昭 61.3.26 消防危第 34 号】

(ア) 適用範囲

採掘現場等において車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。）が作業する一定の範囲を規制範囲とし、移動貯蔵タンクから当該車両系建設機械への燃料

給油行為と燃料消費行為を行う一般取扱所として規制し、取り扱う危険物は、引火点40度以上のものに限るものである。

(イ) 規制対象設備

車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。）及び採掘等に係る工作物及び設備である。

(ウ) 取扱最大数量

規制対象設備における危険物の最大数量である。

(エ) 位置、構造及び設備

危政令第9条第1項第2号、第12号及び第19号の規定を適用しないことができる。

(オ) 消火設備

車両系建設機械1台に第5種の消火設備2個以上、採掘等に係る工作物及び設備に第5種の消火設備を1個以上設ける。

キ 動植物油類の一般取扱所【平元.7.4 消防危第64号】

(ア) 適用範囲

a 動植物油類の屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンク（動植物油類の貯蔵量が1万リットル以上のものに限る。）に付属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は適用となる。一般取扱所の範囲は、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合については、配管とタンクの接続部）までとなる。

b 動植物油類の屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンク（動植物油類の貯蔵量が1万リットル以上のものに限る。）に付属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は払い出し先の形態に応じて、適用となる場合がある。

（例）払い出し先が製造所又は一般取扱所等危政令対象物の場合は、払い出し先の付属配管となる。

払い出し先が複数の少危施設の場合は、1日に危険物が指定数量以上通過する配管は、一般取扱所として許可が必要となる。

(イ) 保安距離

保安距離は、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。

(ウ) 保有空地

危政令第9条第1項第2号に「危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く」とあることから、適用しない。

(エ) 構造設備の基準

配管部分については、危政令第9条第1項第21号の配管の基準による。

ク 移動式融雪車の一般取扱所

移動式融雪車とは、指定数量以上の危険物を使用して、温水ボイラーにより加温された温水を水中ポンプにより噴射することによって、ロータリ一車から投入された雪等を溶かして処理する融雪装置を車両に搭載したもの（以下「融雪車」という。）をいう。

(ア) 規制範囲

融雪車として規制する部分は、燃料タンク、ボイラー、融雪槽、発電装置、水中ポンプ、制御盤及び警報装置等の全体とする。

(イ) 取扱数量

取扱数量は、ボイラーの1日最大消費量とする。

(ウ) 位置、構造及び設備

- a 設置場所は、融雪車の常置場所とするものであり、危政令第9条第1項第1号、第2号及び危政令第15条第1項第1号の規定による。
- b 構造及び設備については、一般取扱所に関する法令の定めにかかわらず、危政令第3条第4号に定める一般取扱所として規制する。

(イ) 消火設備等

融雪車には、自動車用消火器2本以上及び油吸着マットを設ける。

(オ) その他

融雪車は、危険物保安技術協会の「危険物関連設備の性能評価」を受けるものである。

ケ ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

【平11.6.2 消防危第53号、平24.6.7 消防危第154号、平25.8.23 消防危第156号】

ナトリウム・硫黄電池（以下「NaS電池」という。）とは、内部に負極活物質として第3類の危険物であるナトリウム、正極活物質として第2類の硫黄を使用し、電解質としてナトリウムイオン伝導性を持つ固体電解質のベータアルミナセラミックスを使用、電池の充放電は300度付近で可能となる高温型電池である。

(ア) 適用範囲

変電所及び事業所において、電力負荷標準化のため電力貯蔵用の蓄電池（モジュール電池）として取り扱う。

(イ) 規制範囲等

NaS電池施設に基準の特例を適用する要件は、次による。

なお、密閉構造の単電池が収納されている複数のモジュール電池をパッケージに収納する構造の屋外に設置するNaS電池であって、当該モジュール電池及びパッケージが一体で、かつ、火災安全性能（【平11.6.2 消防危第53号】の別添「ナトリウム・硫黄電池に要求される火災安全性能」をいう。以下同じ。）を満たすものについても、基準の特例を適用して差し支えないものである。

- a 当該施設に使用するNaS電池は、密閉構造の単電池を組み合わせてモジュール電池とした構造のもので、火災安全性能を有するものであること。

なお、危険物保安技術協会で実施する試験確認の試験基準に適合したものは、火災安全性能を有するものとする。

- b 当該施設には、NaS電池及び関連する電気設備等（直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等）以外の設備等は設置しないこと。
- c 当該設備は、専用建築物又は建築物の一部に設けられるものである。

(ウ) 位置、構造及び設備の技術上の基準の特例

次のa及びbのそれぞれの項目に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条において準用する危政令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び第4号（bについては第5号から第8号までを含む。）並びに危政令第20条第1項の規定は適用しない。

- a 専用建築物に設置する場合

危政令第19条第1項の一般取扱所として規制する。

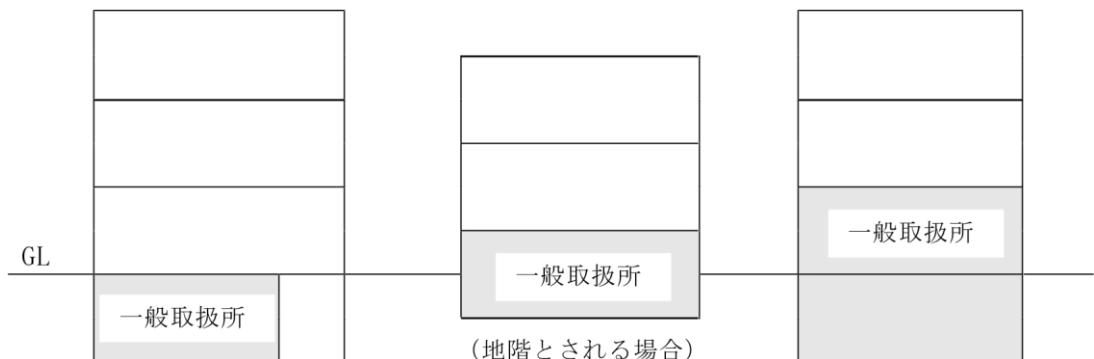
(ア) 保有空地

NaS電池施設の建築物が壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とした建築物以外の建築物である場合には、NaS電池施設の建築物の周囲に3メートル以上の幅（当該建築物の外壁から3メートル未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地を保有すること。

(イ) 消火設備

- ① 設置される電気設備の消火に適応する第5種の消火設備を、NaS電池施設の床面積100平方メートル以下ごとに1個設置する。
 - ② NaS電池施設の床面積が200平方メートル以上となる場合には、設置される電気設備の消火に適応する第3種の消火設備を設置する。
 - ③ 膨張ひる石、乾燥砂等を積載した消火装置を設置する。
 - (c) その他の設備
 - ① 二酸化硫黄、硫化水素等の有毒ガスに対応した防毒マスクを設置する。
 - ② 簡易的な防火服を設置する。
 - b 建築物の一部に設置する場合
 - 設置する室を危政令第19条第1項の一般取扱所として規制する。
 - (a) 建築物の構造
 - NaS電池を設置する室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とする。
 - (b) 窓及び出入口
 - NaS電池を設置する室の窓及び出入口には、防火設備を設ける。ただし、延焼のおそれのある外壁及び当該室以外の部分との隔壁には、出入口以外の開口部を設けないものとし、当該出入口には、随時開けることのできる自動閉鎖式の特定防火設備を設ける。また、当該室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。
 - (c) 消火設備
 - 前記a (b)に準じること。
 - (d) その他の設備
 - 前記a (c)に準じること。
 - (エ) 遠隔監視、制御等の基準
 - ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等が当市域外において行われるときは、次の基準による。
 - a 監視、制御等
 - 遠隔地において監視（二酸化硫黄ガス濃度の測定等を含む。）、制御等を行える措置を講じること。
 - b 緊急連絡先の掲示
 - (a) 一般取扱所付近の見やすい場所に掲示する。
 - (b) 遠隔監視場所の所在地、電話番号、担当部課名及び緊急連絡先を掲載する。
- (2) 危政令第19条第2項を適用することができる一般取扱所【平24.5.23 消防危第132号】
- ア 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所
 - (危政令第19条第2項、危省令第28条の54第1号、危省令第28条の55)
 - (ア) 定義
 - 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）。
 - (イ) 該当する作業形態としては次のようなものがあり、機械部品の洗浄作業は含まれないものである。【平元.7.4 消防危第64号】
 - a 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
 - b 凸版印刷、平版印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
 - c 光沢加工、ゴム糊、接着剤等の塗布作業
 - (ウ) 適用範囲は、建築物内で前記(イ)による作業のため、第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のものである。

- (イ) 当該一般取扱所は、耐火構造とともに、床と壁が出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造等で区画されたもので、その室内で危険物を取り扱う区画室単位とした部分規制の一般取扱所である。
- (オ) 危省令第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」は、第6「屋内貯蔵所」3(5)ウ及びエの例による。
- (カ) 危省令第28条の55第2項第5号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第5「製造所」5(8)の例による。
- (キ) 危省令第28条の55第2項第5号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5(11)アの例による。
- (ク) 危省令第28条の55第2項第5号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5(11)エの例による。
- (ケ) 防火上有効にダンパー等を設けた場合は、危省令第28条の55第2項第2号に規定する他の部分との区画壁に、換気又は排出設備を設けることができる。【平2.3.31 消防危第28号】
- (コ) 危省令第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」及び危省令第28条の55第2項第7号に規定する「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」については、第17「換気設備等」の例による。
- (サ) 設置することができる部分は、建築物内に限られ、かつ、地階又は地階を有する部分以外である。



第15-40図 設置することができない部分

イ 専ら洗浄作業の一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第1号の2、危省令第28条の55の2)

- (ア) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、危険物に浸すもの、危険物と一緒に攪拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体に限られる。
- (イ) 洗浄作業の一般取扱所とは、建築物において洗浄のために引火点40度以上の第4類の危険物を取り扱うものであり、指定数量の倍数が30未満に限られる。また、当該一般取扱所は、危省令第28条の55の2第2項又は第3項による2つのタイプがあり、第3項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10未満のものに限られる。
- (ウ) 洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置等の安全装置を設けること。◆

(エ) 危省令第28条の55の2第2項の一般取扱所

危省令第28条の55の2第2項第2号に規定する「危険物の加熱を防止することができる装置」には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させ

るもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。

(オ) 危省令第28条の55の2第3項の一般取扱所

不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3メートル以上の空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

- a 第28条の55の2第3項第2号に規定する危険物を取り扱う設備から3メートル未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、後記ウ(オ)aによる。
- b 換気又は排出設備のダクト等に防火上有効なダンパー等を設けた場合は、危政令第23条の特例を適用し第28条の55の2第3項第2号に規定する開口部とみなさないことができる。(第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、第4項7号、第28条の60第4項第1号、第28条の60の2第3項第1号、第28条の60の4第3項第4号において同じ。)
- c 危省令第28条の55の2第3項第3号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第5「製造所」5(8)の例による。
- d 危省令第28条の55の2第3項第3号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5(11)アの例による。
- e 危省令第28条の55の2第3項第3号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5(11)エの例によることとし、危省令第28条の55の2第3項第3号に規定する排水溝については、別添第1-7「滞留及び流出を防止する設備例」の構造例による。
- f 危省令第28条の55の2第3項第4号に規定する「蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備」については、第17「換気設備等」の例による。

ウ 専ら焼入れ、放電加工機の一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第2号、危省令第28条の56)

(ア) 焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐磨耗性の向上などを目的とする熱処理の1つの方法であり、油、ガス、電気を熱源とする加熱炉と油、水、溶融塩を利用する冷却装置により構成される。

焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがあり、本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油（危険物）を使用するもので、炉の燃料に使用する油を含め引火点が70°C以上の第4類の危険物を使用するものに限られる。

(イ) 放電加工機とは、電極と加工物のわずかな間隔に有効な加工につながる放電を行うことにより加工物を任意の形に加工するもので、放電間隔の絶縁抵抗を高めるため、主として油中で加工を行う装置である。特に、金型製作に利用されている。また、最近はコンピューターによる加工制御を行うものが主流となっている。

なお、加工液タンクは、当該機器、設備等と一体とした構造である場合、又は気密に造られていない構造以外のものは、20号タンクとなる。

(ウ) 適用範囲は、建築物内で焼入れ又は放電加工のために引火点が70度以上の第4類の危険物を取り扱う一般取扱所で、指定数量の倍数が30未満のものである。当該一般取扱所は、危省令第28条の56第2項又は第3項による2つのタイプがあり、第3項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10未満のものに限る。

(エ) 危省令第28条の56第2項の一般取扱所

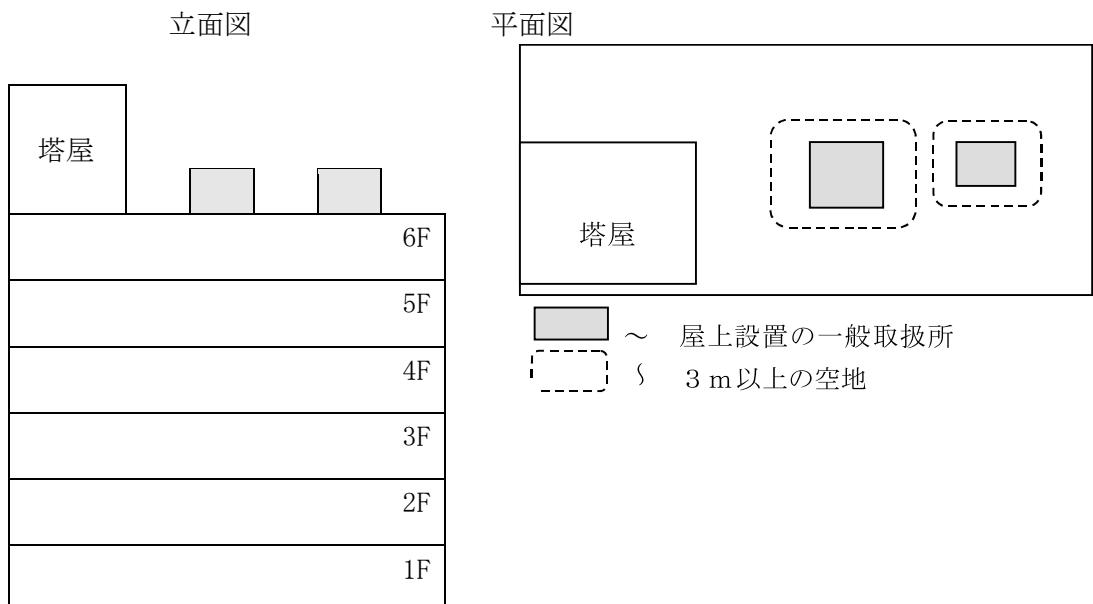
一般取扱所部分は耐火構造とするとともに、床と壁が出入り以外の開口部を有さない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造等で区画されたもので、その室内で危険物を取り扱う区画室単位とした部分規制の一般取扱所である。

- a 危省令第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」は、第6「屋内貯蔵所」3(5)ウ及びエの例による。

- b 防火上有効にダンパー等を設けた場合は、第28条の56第2項第1号に規定する他の部分との区画壁に、換気又は排出設備を設けることができる。【平2.3.31 消防危第28号】
 - c 一般取扱所の区画室の上部に階がない場合、屋根は不燃材料とすることができる。
 - d 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置するものである。
 - (a) 液温検出装置
加工液の温度が設定温度（60度以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置
 - (b) 液面検出装置
加工液の液面が設定位置より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
 - (c) 異常加工検出装置
極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
 - (d) 自動消火装置
加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、加工を停止させるとともに警報を発し、消火できる機能を有する装置
 - e 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、確認済機種にあっては、概略図書類を添付することで足りるものである。
- (オ) 危省令第28条の56第3項の一般取扱所
不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3メートル以上の空地を設ける設備単位とした部分規制の一般取扱所である。
- a 危省令第28条の56第3項第1号に規定する危険物を取り扱う設備から3メートル未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲とは、当該設備から水平距離3メートル未満となる範囲に存する壁及び柱をいう。【平2.3.31 消防危第28号】
 - b 危省令第28条の56第3項第2号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第5「製造所」5(8)の例による。
 - c 危省令第28条の56第3項第2号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5(11)アの例による。
 - d 危省令第28条の56第3項第2号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5(11)エの例によることとし、危省令第28条の56第3項第2号に規定する排水溝については、別添第1-7「滞留及び流出を防止する設備例」の構造例による。
- エ ボイラー、バーナー等の一般取扱所
(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第3号、危省令第28条の57第2項、第3項、第4項)
- (ア) 適用範囲は、ボイラー、冷温水発生設備、給湯設備、焼却炉、発電設備などで、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを消費する一般取扱所で、取り扱う危険物の総量が指定数量の30未満のものである。当該一般取扱所は、危省令第28条の57第2項、第3項又は第4項による3つのタイプがあり、第3項及び第4項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10未満のものに限る。
 - (イ) 一般取扱所内にガス炊きボイラーを設置することは、油炊きボイラーと同一目的の装置であり、「みだりに火気を使用」、「不必要的物件」と考えるのは適当でなく、それぞれのボイラーに対応する消火設備を設置していれば認めて差し支えない。

- (ウ) 排気筒は、危省令第28条の57第2項第1号及び第3項第3号で引用される危省令第28条の55の2第8号並びに危省令第28条の57第4項第10号の「換気設備」に該当しない。
【平29.10.30 消防危第216号】
- (エ) 危省令第28条の57第3項第2号及び同条第4項第8号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第5「製造所」5(8)の例による。
- (オ) 危省令第28条の57第3項第2号及び同条第4項第8号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5(11)アの例による。
- (カ) 危省令第28条の57第3項第2号及び同条第4項第8号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5(11)エの例による。
- (キ) 危省令第28条の57第2項の一般取扱所
一般取扱所部分は耐火構造とするとともに、床と壁が出入口以外の開口部を有さない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造等で区画されたもので、その室内で危険物を取り扱う区画室単位とした部分規制の一般取扱所である。
- a 排気筒が、危省令第28条の57第2項第1号で引用する危省令第28条の56第2項第1号の規定による他の部分との区画を貫通することは、延焼防止のため、当該排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合、危政令第23条を適用して認めて差し支えない。【平29.10.30 消防危第216号】
- b 地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置には、次の装置が該当する。
- (a) 対震安全装置
地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。
なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものとする。
- (b) 停電時安全装置
ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険のない構造である。
- (c) 炎監視装置
起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である。
- (d) からだき防止装置
ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置である。
- (e) 過熱防止装置
温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調整できる装置）の機能の停止または異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である。
- c 非常用発電設備にあっては、緊急時に速やかに操作できる位置に手動による危険物の供給を遮断する装置を設けること。◆
- d 同一建物内において、ボイラー、バーナー等の一般取扱所のある室内以外に設ける指定数量の5分の1以上のタンクは、20号タンクの基準による。ただし、指定数量の5分の1未満の設備は、20号タンクに該当しないものである。
- (ク) 危省令第28条の57第3項の一般取扱所
不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3メートル以上の空地を設ける設備単位とした部分規制の一般取扱所である。

- a 危省令第28条の56第3項第1号に規定する危険物を取り扱う設備から3メートル未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲とは、当該設備から水平距離3メートル未満となる範囲に存する壁及び柱をいう。【平2.3.31 消防危第28号】
- b 危省令第28条の57第3項第2号に規定する排水溝については、別添第1-7「滯留及び流出を防止する設備例」の構造例による。
- (カ) 危省令第28条の57第4項の一般取扱所
耐火構造の建築物の屋上において、キュービクル式の設備を設置するとともに、当該設備の周囲に設ける囲いから3メートル以上の空地が設けられたもので、屋上で危険物を取り扱う屋上単位とした部分規制の一般取扱所である。
- a 適用範囲
- (a) 発電機、原動機、燃料タンク、制御装置及びこれらの附属装置（以下「発電装置等」という。）で危険物（引火点40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの。（第15-41図参照）
- (b) 基準に適合する場合には、複数の発電設備等の一般取扱所を設けることができる。



第15-41図 屋上に設置する一般取扱所の設置例（複数）

- (c) 複数のボイラー、バーナー等を設ける場合には、サービスタンクを兼用することができる。この場合、当該タンクは、主たる設備のタンクに附属するものとして規制する。
- b 設備等
- (a) 危省令第28条の57第4項第3号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
- (b) ボイラー、バーナー等は、避難上支障のない位置に設ける。
- (c) ボイラー設備の周囲にはフェンスを設ける等、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずる。◆
- (d) 危省令第28条の57第4項第4号及び第9号ハに規定する「換気の設備」並びに同条同項第9号ニに規定する「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」については、第17「換気設備等」の例による。
- c 危険物を取り扱うタンク
- (a) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンク周囲には、点検できる十分なスペースを確保する。

(b) タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、第5「製造所」5(19)ウ(イ)に準じた戻り管等を設ける。

(c) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危省令第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とする。

d 配管

危政令第9条第1項第21号の規定によるほか、次によること。◆

(a) 配管は、地震、建築物の構造等に応じて損傷しないよう緩衝装置を設ける。

(b) 配管は、送油圧力、地震等に対し十分な強度を有するとともに、折損等により危険物が漏えいした場合、速やかに漏油を検出し、かつ、送油を停止できる措置を講ずる。

(c) 配管の接合は、原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つものである。

e 流出防止措置

(a) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備える。◆

(b) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、貯留設備を省略することができる。

(c) 危省令第28条の57第4項第8号に規定する油分離装置については、別添第1-7「滞留及び流出を防止する設備例」の構造例による。

f 採光及び照明

危省令第28条の57第4項第4号に規定する採光及び照明は、当該設備の点検等において十分な明かりがとれる場合に限り、省略することができる。

g その他

(a) 異常燃焼等が発生した場合、常時人のいる場所に警報を発することができる設備を設ける。◆

(b) ボイラー、バーナー等は、風圧、地震等に対し十分な強度を有するものである。

(c) 危省令第28条の57第4項第7号に規定する空地

① 危省令第28条の57第4項第3号及び第6号の囲いから3メートル未満となる建築物の壁、柱が耐火構造で出入口（自閉式特定防火設備）以外に開口部がない場合は、幅3メートル未満の空地でもよい。

② ボイラー、バーナー等の囲いの周囲に耐火構造の塀等を設けた場合にあっては、当該塀等は、建築物の壁、柱と見ることなく、囲いの周囲に設ける空地を3メートル未満とすることはできない。

なお、当該塀等を一般取扱所と見た場合に、当該塀等の周囲に幅3メートル以上の空地を設けた場合は、この限りでない。

③ 延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、段差が50cm以下の架台等は、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えない。【平29.10.30 消防危第216号】

オ 専ら充填作業を行う一般取扱所

（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第4号、危省令第28条の58）

(ア) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充填設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）を兼用して設けることができる。

ただし、その場合でも、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設けること。

(イ) 滞留・流出防止措置は、第13「給油取扱所」3(5)の例によること。

なお、充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備は、兼用とすることができます。

- (ウ) 詰替え設備の周囲に設ける空地内では、車両に固定されたタンクに危険物を注入することは認められない。
- (エ) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、危省令第25条の2（第2号ハからヘまで及び第4号を除く。）に掲げる固定給油設備等の基準の例により設けること。◆
- (オ) 詰替え設備には、ノズルや配管に急激な圧力がかかるのを防止するための定流量器等を設ける。
- (カ) 取り扱うことのできる危険物は、次の危険物を除く液体の危険物である。
 - a アルキルアルミニウム等（第3類の危険物のうち、アルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するもの。）
 - b アセトアルデヒド等（第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するもの。）
 - c ヒドロキシルアミン等（第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するもの。）
- (キ) 充填の一般取扱所には、下記により残ガス排出設備を設けることができる。

【昭56.10.6 消防危第129号】

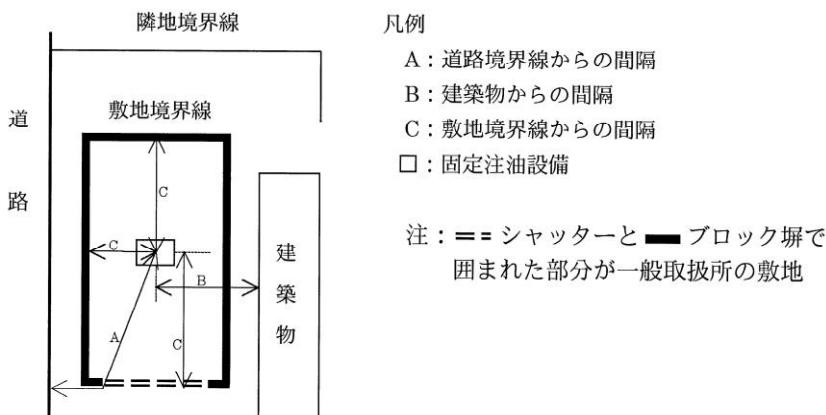
- a 吸引プロアーにより吸引されたタンクローリー内のガスはローリー出荷場の屋根上部（G.L.上6.5メートル）より2メートルの高さから排出される。
 - b 機器については、耐圧防爆型を使用する。
 - c 静電気対策については、既設アース受信部を改造する。
- (ク) 屋外又は不燃材料若しくは耐火構造で造られた建築物（二方以上開放）内において、危険物を注入する作業を行う一般取扱所である。危政令第19条第2項を適用する一般取扱所の中で、唯一、保安距離及び保有空地（危政令第9条第1項第1号及び第2号）が適用される。

カ 専ら詰替え作業を行う一般取扱所

（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第5号、危省令第28条の59）

- (ア) 適用範囲は、固定した注油設備によって引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000リットル以下のタンク（容量2,000リットルを超えるタンクにあっては、その内部を2,000リットル以下ごとに仕切ったもの）に注入する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のものである。
- (イ) 周囲を高さ2メートル以上の耐火構造又は不燃材料で作った塀を設け、その中で固定注油設備により危険物を容器又は車両に固定されたタンクに詰替え作業を行う一般取扱所であり、同一敷地内に複数の当該施設を設けることができるものである。
- (ウ) 危険物の保有は、容量30,000リットル以下の地下専用タンクに限られる。
- (エ) 危省令第28条の59第2項第8号に規定する敷地境界線とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者の所有する敷地境界ではないものである。

（第15-42図参照）



15-42 図

- (オ) 危省令第28条の59第2項第8号に規定する道路境界線は、塀又は壁を設けることによって敷地境界線とみなすことはできないものである。
- (カ) 固定注油設備の最大吐出量は、第13「給油取扱所」3(9)イの例によるものである。
- (キ) 滞留・流出防止措置は、第13「給油取扱所」3(5)の例によるものである。
- (ク) 塀又は壁

危省令第28条の59第2項第10号及び危告示第68条の2によるほか、防火塀の高さ及び輻射熱については、第13「給油取扱所」3(12)の例によるものである。

キ 油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第6号、危省令第28条の60)

- (ア) 適用範囲は、建築物内において油圧装置及び大型機械の軸受け、工作機械等に使用される潤滑油循環装置などで引火点が100度以上の第4類の危険物を100度未満の温度で取り扱う一般取扱所で、指定数量の倍数が50未満のものに限られる。

当該一般取扱所は、危省令第28条の60第2項、第3項又は第4項による3つのタイプがあり、第4項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が30未満のものに限られる。

- (イ) 危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1未満のものは、危政令第9条第1項第13号の設備として規制される。

なお、第2項の場合は、平屋建の建築物に限られることから、階層の建築物に設置する場合には、第3項にしなければならない。

- (ウ) 可動部分の配管に高圧ゴムホースを使用することについては、使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐圧性能、点検の頻度等を総合的に考慮し、特例を適用することができるものである。

- (エ) 油圧装置等に内蔵されているもの以外の指定数量5分の1以上の地下貯蔵タンクを除く別置タンクは20号タンクとなるので、危政令によるタンク検査を必要とするものである。

【昭58.3.9 消防危第21号、平10.2.25 消防危第16号】

(オ) 危省令第28条の60第2項の一般取扱所

不燃材料で造られた平屋建の建築物の一部に不燃材料の壁等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位とした部分規制の一般取扱所である。

(カ) 危省令第28条の60第3項の一般取扱所

建築物の一部に出入り及び換気設備以外の開口部を有しない耐火構造の壁、床等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位とした部分規制の一般取扱所である。

(イ) 危省令第28条の60第4項の一般取扱所

不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3メートルの空地を設ける設備単位とした部分規制の一般取扱所である。

- a 危省令第28条の60第4項第2号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第5「製造所」5(8)の例による。
- b 危省令第28条の60第4項第2号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5(11)アの例による。
- c 危省令第28条の60第4項第2号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5(11)エの例によることとし、危省令第28条の60第4項第3号に規定する排水溝については、別添第1-7「滞留及び流出を防止する設備例」の構造例による。

ケ 切削装置等を設置する一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第7号、危省令第28条の60の2)

- (ア) 切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤等の工作機械等があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

切削・研削油等は、工作機械等で被工作物（金属製の棒、板等）の切削、研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減や冷却等を行う場合に使用する。

- (イ) 切削装置の一般取扱所とは、建築物内において切削、研削のため高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものであり、指定数量の倍数が30未満のものに限られる。

当該一般取扱所には、危省令第28条の55の2第2項又は第3項による2つのタイプがあり、第3項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10未満のものに限られる。

(ウ) 危省令第28条の60の2第2項の一般取扱所

危省令第28条の55第2項第1号及び第3号から第8号まで、第28条の56第2項第2号並びに第28条の60第2項第6号及び第3項第1号までの基準に適合するものである。

(エ) 危省令第28条の60の2第3項の一般取扱所

- a 不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3メートル以上の空地を設ける設備単位とした部分規制の一般取扱所である。

- b 危険物を取り扱う設備の周囲には、幅3メートル以上の空地を保有しなければならないが、建築物の壁、柱が耐火構造で出入口（自閉式特定防火設備）以外に開口部がない場合は、幅3メートル未満の空地でもよい。

- c 危省令第28条の60の2第3項第2号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第5「製造所」5(8)の例による。

- d 危省令第28条の60の2第3項第2号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5(11)アの例による。

- e 危省令第28条の60の2第3項第2号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5(11)エの例によることとし、危省令第28条の60の2第3項第2号に規定する排水溝については、別添第1-7「滞留及び流出を防止する設備例」の構造例による。

ケ 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第8号、危省令第28条の60の3)

- (ア) 熱媒体油循環装置の一般取扱所は、建築物において高引火点危険物を用いて反応釜等を加熱するものであり、指定数量の倍数が30未満のものに限られる。

(イ) 危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止する構造にタンクを使用する場合、指定数量の倍数が5分の1以上のタンクは、20号タンクに該当する。

(ウ) 熱媒体油循環装置には、異常温度に達した場合に警報を発する装置を設置すること。◆

コ 蓄電池設備を設置した一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第9号、危省令第28条の60の4)

(ア) 蓄電池設備の一般取扱所は、建築物において蓄電池（第4類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のものである。当該一般取扱所は、危省令第28条の60の4第2項又は第3項による2つのタイプがあり、第3項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10未満のものに限る。

(イ) 危省令第28条の60の4第2項の一般取扱所

一般取扱所部分は耐火構造とともに、床と壁が出入口以外の開口部を有さない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造等で区画されたもので、その室内で危険物を取り扱う区画室単位とした部分規制の一般取扱所である。

(ウ) 危省令第28条の60の4第3項の一般取扱所

- a 省令第28条の60の4第3項第3号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
- b 流出防止措置は、前記エ（オ）eによること。
- c 危省令第28条の60の4第3項第5号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第5「製造所」5（8）の例による。
- d 危省令第28条の60の4第3項第5号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5（11）アの例による。
- e 危省令第28条の60の4第3項第5号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5（11）エの例によることとし、危省令第28条の60の4第3項第5号に規定する排水溝については、別添第1-7「滞留及び流出を防止する設備例」の構造例による。

(エ) リチウムイオン蓄電設備の一般取扱所

一定の安全対策が講じられ発火危険性が低減されているリチウムイオン蓄電設備については、第6「屋内貯蔵所」3（7）の例による。

(3) 複数の異なる取扱形態を有する一般取扱所【平10.3.16 消防危第28号】

ア 次の(ア)aからgまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(イ)及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに掲げる位置、構造及び設備が技術上の基準に適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定((ア)e及びfに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所については、同条第18号及び第19号の規定を含む。)を適用しないことができる。

(ア) 危険物の取扱形態

- a 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- b 洗浄のために危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- c 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態

- d ボイラー・バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
 - e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）で消費する危険物の取扱形態
 - f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）による危険物の取扱形態
 - g 危険物以外のものを加熱するために危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置による危険物の取扱形態
- (イ) 建築物に設けられたものである。
- (ウ) 指定数量の倍数が30未満である。ただし、取扱形態の指定数量の倍数が異なる場合は、前記4キによる。
- イ 位置、構造及び設備
- (ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものである（前記ア(ア)d及びeに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
 - (イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。
 - (ウ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものである（前記ア(ア)e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
 - (エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、前記ア(ア)a又はbに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができる。
 - (オ) 前記ア(ア)dに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とする。
 - (カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、第5「製造所」5(19)エ(カ)bによる措置を講じる。

ただし、前記ア(ア)e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより、囲いに替えることができる。
 - (キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、前記ア(ア)cに掲げる危険物の取扱形態により、取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設ける。
 - (ク) 危険物を加熱する設備（前記ア(ア)b又はgの危険物の取扱形態を有する設備に係わるものに限る。）には、危険物の加熱を防止することができる装置を設ける。
 - (ケ) 前記ア(ア)gの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造とする。
 - (コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しない。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
 - (モ) 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設ける。

ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

(シ) 危省令第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の57第2項第2号の基準に適合するものである。

ウ 危政令第19条第2項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所【平10.3.16 消防危第28号】

前記ア(ア)に掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、同条第2項の基準の特例(第4号及び第5号に係るものを除く。)と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができることもある。

(4) 危政令第19条第3項を適用することができる一般取扱所

ア 危省令第28条の61の一般取扱所

(ア) 当該一般取扱所は、引火点が100度以上の第4類の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う一棟規制の一般取扱所であり、危省令第13条の6第3項各号に適合することにより、危政令第19条第1項に規定する一般取扱所の基準の一部が緩和された一般取扱所である。

(イ) 当該一般取扱所において、危政令第19条第1項の一般取扱所の基準よりも緩和される基準の概要は、次のとおりである。

- a 高圧ガス施設で、不活性ガスのみを貯蔵し又は取り扱う施設、及び特別高圧架空電線に係る保安距離は適用されない(危政令第9条第1項第1号ニ、ホ、への準用規定)。
- b 保有空地は、取り扱う危険物の指定数量の倍数に係わらず、3メートル以上の空地を保有することでよい(危政令第9条第1項第2号の準用規定)。
- c 建築物内には、地階を設けることができる(危政令第9条第1項第4号の準用規定)。
- d 建築物の屋根は、不燃材料で造ること(危政令第9条第1項第6号の準用規定)。
- e 静電気除去装置及び避雷設備を設置しないことができる(危政令第9条第1項第18号及び第19号の準用規定)。

イ 危省令第28条の62の一般取扱所

(ア) 当該一般取扱所は、引火点が100度以上の第4類の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う充填の一般取扱所であり、危省令第13条の6第3項第1号、第2号及び危省令第28条の58第2項各号に適合することにより、危省令第28条の58第2項で規定する危政令第9条第1項の準用規定の一部が緩和された一般取扱所である。

(イ) 当該一般取扱所において、危省令第28条の58の充填の一般取扱所の基準よりも緩和される基準の概要は、前記ア(イ)a、b、c及びeである。

(5) 危政令第19条第4項を適用する一般取扱所

ア 本規定は、アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所について、それらを取り扱う危険物の特性に応じて、危政令第19条第1項の基準に追加する基準を定めたものである。

なお、アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等とは、次による危険物をいう。

(ア) アルキルアルミニウム等とは、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するもの(危省令第6条の2の8)

(イ) アセトアルデヒド等とは、第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド、酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するもの(危省令第13条の7)

(ウ) ヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するもの(危省令第13条の7)

イ アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、次のとおりである。

- (ア) アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準及び危省令第28条の64において準用する危省令第13条の8の基準である。
 - (イ) アセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準及び危省令第28条の65において準用する危省令第13条の9の基準である。
 - (ウ) ヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準及び危省令第28条の66において準用する危省令第13条の10の基準である。
- ウ 本規定による一般取扱所は、危政令第19条第1項から第3項の一般取扱所のように、基準を選択することができず、アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所には、すべて本規定が適用される。